

令和2年 第4回松田町議会定例会 会議録 (第1日目)

令和2年12月2日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	唐 澤 一 代	2 番	古 谷 星工人	3 番	内 田 晃
4 番	平 野 由里子	5 番	田 代 実	6 番	井 上 栄 一
7 番	南 雲 まさ子	8 番	中 野 博	9 番	飯 田 一
10 番	齋 藤 永	11 番	寺 嶋 正	12 番	大 館 秀 孝

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 14人

町 長	本 山 博 幸	副 町 長	田 代 浩 一
教 育 長	浄 泉 和 幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	渋谷 好 人
政 策 推 進 課 長	鈴 木 英 幸	参 事 兼 総 務 課 長	工 藤 義 孝
税 務 課 長	早 野 政 弘	町 民 課 長	川 本 博 孝
福 祉 課 長	椎 野 晃 一	子 育 て 健 康 課 長	石 渡 由 美 子
観 光 経 済 課 長	柳 澤 一 郎	参 事 兼 ま ち づ くり 課 長	高 橋 英 雄
環 境 上 下 水 道 課 長	依 田 貞 彦	教 育 課 長	遠 藤 洋 一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	竹 内 淳	書 記	鈴 木 美 紅
---------	-------	-----	---------

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 町長の行政報告

日程第 4 議長の諸般報告

日程第 5 陳情第 2 号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための
陳情

日程第 6 陳情第 3 号 松田町公園条例等の一部を改正する条例に関する陳情について

日程第 7 一般質問

6. 議会の状況

議長 皆さん、おはようございます。朝晩の冷え込みも厳しくなってきましたが、新型コロナウイルス感染者がまた全国的に増加してきており、一向に終息の気配が見えない中で、営業時間の短縮など、経済への打撃は避けられません。足柄上地区も感染者数は少ないものの、治療薬開発まで予断が許されない状況ですので、この会期中にも感染予防に努めていただきたいと思います。

さて、去る11月25日、松田町告示第88号により、令和2年第4回松田町議会定例会の招集がされましたので、その旨を議員各位に通知しましたところ、本日は定刻までに御参集いただき、ここに本定例会が開催できますことを衷心より感謝申し上げます。

この定例会期間中も引き続き新型コロナウイルス感染予防を継続します。傍聴席は離隔2メートル以上を確保し、10席としております。マスクの着用、くしゃみ、せき、発熱の方の傍聴の御遠慮、入室時の消毒などをお願いしています。議員並びに町長以下職員もマスクの着用を許可しますが、円滑な議事進行のため、また議事録作成のため、発言の際は内容が明確に伝わるようにマイクなどを活用して発言してください。なお、議場システムの老朽化により、壇上での発言はワイヤレスマイクで対応しておりますので、御不便をおかけしますが、適宜活用してください。また、議場は閉鎖された場所であり、長時間いることは感染リスクが高まりますので、町長の議案に対する説明などは今まで以上に的確かつ分かりやすく行い、議員各位におかれましても要点を明確にして質問をして、時間短縮に努めてください。職員が感染した場合の行政の停滞などの影響を考慮して、町長から委任された課長職の出席は、説明・答弁に支障がない範囲で必要な人員とします。休憩中は窓を開けるなどして換気を行って

ください。

次に、ICTを活用した議会実現のため、議場におけるスマートフォン、タブレット等の持込み、議事に関する事項での使用を試験的に許可しておりますので、御理解ください。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付してありますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れはありませんか

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまの出席議員は、議員定数12名中12名であります。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和2年第4回松田町議会定例会の開会を宣します。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。(9時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長から指名いたします。1番 唐澤一代君、2番 古谷星工人君の両名にお願いします。

議長 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

本定例会を開催するに当たりまして、去る11月27日に議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長 井上栄一君。

議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

令和2年第4回松田町議会定例会の招集に当たり、11月27日、午前9時より、役場4階大会議室におきまして、委員6名中6名出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は、本日12月2日から8日までの7日間といたします。

次に審議内容について申し上げます。本会議1日目の12月2日は、日程第1「会議録署名議員の指名について」から日程第7「一般質問」、受付番号1番の唐澤一代議員から受付番号8番の南雲まさ子議員までを行い、一般質問を終

了します。このうち、日程第5「陳情第2号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情」は産業厚生常任委員会に付託し、審議を行っていただきますので、よろしくお願ひします。日程第6「陳情第3号松田町公園条例等の一部を改正する条例に関する陳情」については、散会する前に議会全員協議会を開催して付託先の決定をしていただきます。

本会議2日目の3日は、午前9時より、日程第8「発議第4号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」から日程第13「議案第53号松田町下水道条例等の一部を改正する条例」の審議を行い、議会全員協議会を開催した後、日程第15「議案第55号物品購入契約の締結について（令和2年度松田町立小中学校校務用パソコン購入）」までの審議を行います。そのうち、議案第50号松田町経営安定緊急融資利子補給基金条例は産業厚生常任委員会に、議案第55号物品購入契約の締結について（令和2年度松田町立小中学校校務用パソコン購入）は総務文教常任委員会に付託して審査を行います。本会議終了後は、産業厚生常任委員会の時間を設けておりますので、付託された案件の審査をお願いします。また、午後2時30分から意見交換会を開催する予定です。議長及び委員長の指示をお願いいたします。

本会議3日目の4日は、午前9時より、日程第16「議案第56号松田町地域集会施設等の指定管理者の指定について」から日程第21「議案第61号松田町古民家「旧安藤邸」の指定管理者の指定について」の審議を行い、議会全員協議会を開催した後、日程第23「議案第63号令和2年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」までの審議を行います。このうち、議案第61号松田町古民家「旧安藤邸」の指定管理者の指定については、産業厚生常任委員会に付託して審査を行います。本会議終了後は、総務文教常任委員会の時間を設けておりますので、委員長の指示で継続審査及び付託された案件の審査をお願いいたします。

12月5日（土曜日）、12月6日（日曜日）は休会とします。

12月7日は、午前に産業厚生常任委員会、午後は総務文教常任委員会の時間を設けておりますので、委員長の指示で付託された案件の審査、報告書作成などをお願いします。

本会議最終日の12月8日は、午前中、産業厚生常任委員会の時間を設けておりますので、委員長の指示で付託された案件の報告書作成などをお願いします。午後は、議会全員協議会を開催した後、本会議を開催し、日程第24「同意第11号教育委員会委員の任命について」から日程第13「同意第13号人権擁護委員の推薦について」まで、即決でお願いをいたします。続きまして、日程第27「選挙第3号松田町外二ヶ町組合議会議員の選挙について」、日程第28「選挙第4号南足柄市外五ヶ市町組合議会議員の選挙について」を行い、日程第29「各種委員会委員等の諸般報告」、日程第30「委員会の閉会中の継続審査申出書」を行い、閉会といたします。

なお、最終日は、委員会へ付託した議案等についての委員会報告がなされると思いますので、当日配付される日程に追加します。また、会期中に町長より追加議案があった場合は、その都度取扱いを協議して日程に追加しますので、御承知おきください。

陳情については7件提出されております。議会運営委員会で審査した結果、5件を机上配付とさせていただきます。

以上で、議会運営委員会報告を終了いたしますが、不明な点がございましたら、私のほかにも委員がおりますので、補足説明をお許し願いたいと思います。以上です。

議長 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

5 番 田 代 議長からこの内容について異議ございませんかという投げかけがありましたけれど、私は1点大きな疑問がありますので、議員の皆様質問させていただきます。委員長以外に議員の皆様にもです。よろしくをお願いします。

陳情書、受理番号第3号、件名、松田町公園条例等の一部を改正する条例に関する陳情について、これについては、観光協会長 秋田谷様、商工振興会長 鍵和田様、商工青年会長 杉山様、元年度まつだ桜まつり実行委員長 久保寺様の4団体、4名の代表者から陳情書を頂いています。これを先ほどの委員長の報告では委員会に付託すると。付託先については散会前に全協で決定すると

いう説明でした。これについて、私は理解できません。

この陳情の取扱いについては、11月17日、議会全員協議会で皆様に議長からお諮りして、かなりの時間をかけて議論したと思います。そのまず1点が、議運の皆様、よろしいですか。そのとき出たお話として、陳情書を開いていただきたいと思います。団体の名称のある下から7行目です。読ませていただきます。「つきましては、先般の9月議会において否決されました松田町公園条例等の一部を改正する条例について、今年度の桜まつりから入園料として徴収させていただくことをお認めいただくよう陳情いたします」という内容でした。これについていろいろ意見が出ました。そのときに、私、メモにも取ってあるんですけども、この陳情については、ちょっと手法が違うんじゃないか。議会がこれを、入園料を徴収させていただくよう認めてくださいと言われても、できないのではないかと、9月に否決したものです。これについて、徴収させていただくようお認めいただくよう陳情いたします。これ自体、陳情を受け付けるべきでないという意見も出ました。ただ、趣旨は聞いてみないと分からないと。我々議会は、皆さん御存じのように、11月1日付の議会広報、その中で公園条例を否決した理由、これについて1ページにわたって記載しております。ですから、この団体については、この出された4団体の会長さんとお話しして、正・副議長からその説明をしていただくということになったはずです。それで、もし御理解いただければ意見交換会という形で、このことについてもっと話をしましょうよと、そこで私は終わったと思ってます。まずその内容について、11月の17日のことについて、そういう内容であったということを再確認させていただきますけども、議運の皆さん、いかがでしょうか。

6 番 井 上 議運のほうの委員長としての立場からですね、今の質問にお答えをしたいと思いますが。これにつきましてはですね、その場でですね、11月27日の議会運営委員会の中で、やはり町民から出た陳情書ですので、机上配付ではなくですね、内容について、今、5番議員が言われたように、松田町議会の決定と異なる部分もあるんですけども、どういうふうな形で対応するかということの審議はですね、やはり委員会で行うという委員の意見が大勢でしたので、議会運営委員会のほうの結果としてはですね、陳情としては委員会付託の中でですね、

より審議をしていただくという結果になったということを回答させていただきます。

5 番 田 代 委員長の説明は概略分かりました。それでは、議運の委員皆様方に1つ質問をいたします。お答え願いたいと思います。先ほど私が朗読させていただきました「つきまして」以降です。9月議会において否決した、我々議会としては、総意として、議会の総意として否決された。反対者2名いたかもしれませんけれども、それが議会の総意です。それで決定しました。そのことを、入園料徴収、入園料として徴収させていただくことをお認め願いますという陳情。これ、どういうふうな回答を出すんですか。1回否決したものを議会としてどういうふうな陳情で回答を出すんですか。全然理解できません。一人一人お答え願います。若い番号から言ってくださいよ。議長、お願いします。私はそういうふうに要望してるんです。進行をお願いします。

議 長 委員長、それでよろしいですか。（「委員長はいいですよ。ほかの次の議員一人一人に聞きたい。議運の委員に。」の声あり）ほかの議会運営委員会の委員の方の意見はいかがでしょうか。

8 番 中 野 私も議運の一人としてお答えさせていただきます。確かに5番議員がおっしゃるとおり、11月17日の全協でやられたことでございます。それで、私もそのときには、そのとき以降もですね、これは、陳情は確かに陳情として受け止めますが、徴収をさせていただくようにということは、議会に言うことではなくて、行政側に言うこととあります。したがって、これは、行政側が再度上程をしていただかなければこの話は進みませんよという話で私は考えておりました。私の気持ちはそういうことです。その旨は、上程をしていただくようにということで、非公式ではございますが、町長、副町長のほうにも申し添えております。以上です

10番 齋 藤 私も委員の一人でございます。そのとき私が申し上げたことについては、一度否決されたものがここに再度上がってくる自体が、まずおかしいではないかということをお伝えしました。ただですね、町民の皆さんの意見の中に、町民の要望の入っている中において、ただ机上配付ではなく、この希望をどのように解決していけたらどうなのかということで、先ほど前議員が申し上げたとおり、

これは行政側に出す問題であり、そのようなことをまず理解していただかなければいけないのかなということですので、その辺を委員会に付託して話を進めていったらどうかということでは理解しております。以上です。

議 長 ほかの方はいかがですか。

3 番 内 田 私も一委員としてその委員会に出席させていただいたんですけど、今、8番議員、それから10番議員がおっしゃったように、その中ではいろいろ御意見が出ました。その中で、この陳情書の内容が、この4団体から議会のほうにお願いというような文書になっております。それは、一度否決された案件ということで、これはお願いされても筋が違うんじゃないかということで、先ほど8番議員がおっしゃったように、これは町のほうから修正なりのものがあって、再上程された場合には、これは議会のほうでまた審議をするものではないかということで、一応結論がなりました。それで、一応委員会付託となっておりますけど、その中では、本日の…あ、すみません、明日ですか、またこの4団体をお呼びになって、議会としての考え方、それからその4団体の考え方をもう一度意見交換で聞こうじゃないかということで、一応そういう結論で議運ではなかったと思います。

議 長 4番 平野君はいかがでしょう。（「ちょっと待ってください。」の声あり）

5 番 田 代 今、3名の方、丁寧な回答ありがとうございます。その関係については、ちょっと私、持論があるんですけども、それは後に述べさせていただくことといたしまして、先ほどの私が11月17日、議運で皆様とこの取扱いについてどうしましょうと、議長から投げかけのあった内容については、今まで皆さんの確認したとおり、間違いはないということでよろしいわけですね。はい。そうしましたら、すみません、まず1点目に時系列で説明願いたいのが、この内容について、陳情の出し方がちょっとおかしいよという中で、でも意見は聞かないといけない、我々の公園条例を否決した理由、これについてもお話し願いたいということで、初めに正・副議長からこの4団体の方にお話しするという事になったかと思っております。そのことについて、まず回答をお願いいたします。

6 番 井 上 今ですね、日程としましては、会期の決定についてという形の中で、私のほうで議会運営委員会のほうで日程の報告をさせていただきました。今、田代議

員のほうはですね、やはりもうその後の陳情のですね、段階に入ってきているというふうに思います。

今、議会運営委員会のほうの委員にですね、それぞれの考え方を発言してほしいということで意見がございましたけれども、基本的にはですね、陳情は、机上配付にするかどうかを決めるところであって、もう、例えばこの陳情の第2号、第3号ということで議事日程に入っています。それはですね、それぞれの委員会付託としての結果として、陳情の取扱いについては、採択、趣旨採択、不採択があります。議会運営委員会のほうでは、これを机上配付にしなかったというのは、机上配付というのはですね、陳情の取扱いの4番目で、これはもう全然陳情に該当しないものであるから机上に配付して皆さんのほうで理解をしていただきたいということでやりますので、今回5件の陳情は机上配付になっています。しかし、ここでの陳情第2号、第3号についてはですね、やはりそれをどういうふうにするか。不採択にするのかどうかというのを、まして町民の方から上がってきている陳情であるのですね、それを委員会の中でその取扱いをどうするかを慎重に審議をすることが必要だという意味でですね、第2号、第3号については付託とするまでを議会運営委員会のほうで取り上げたということで理解をしていただきたいと思います。

決してもうこの陳情書は、議会運営委員会で採択をしますということで取り上げたわけではないということで理解をしていただきたいと思います。以上です。

5 番 田 代 理解できません。まず初めに、会期の決定は決定で置いて、この内容について会期の決定は了承するよということだと思います。12月8日までこういう内容でやるよということが会期の決定に私は含まれていると思います。その中で、今お話のあった陳情2号については分かります。ただし、3号について、私は言いたいのは、11月17日の全員協議会は何だったのかと。あれだけ時間をかけて皆様と議論したものが簡単にひっくり返ってこういう形になっている。私はここで言いたいのは、この陳情は、この段階ではまだ上げるべきではない。4団体の話し合いを明日行うのであれば、明日その団体の話の結果、どうするかと、追加日程で入れればいけないじゃないですか。それが議運の仕事だと思

います。ですから、先ほどの議運の委員長の回答には、私は納得できません。

12番 大 館 今、議論されていることについてですね、まず最初に、田代議員が言われるように、正・副議長で4団体の方と話し合いをした結果を発表してからこれを決めるべきじゃないですか。何もそれ、どういう結果になったのかも何も知らされてない。（「何にも分からない。」の声あり）今、田代議員が言われたように、全員協議会で決めたじゃないですか、ね。正・副議長でその4団体の長と話し合いをしましょうと。その結果、何も報告されてないじゃないですか。（「議運で勝手にやればいいじゃない。」の声あり）それから話が始まるんじゃないですか。ちょっと進行の仕方がおかしいですよ。

4番 平 野 今、もう皆様、本当にこれ、議論に入ってしまったというのがちょっと印象であります。議運の中では、井上委員長の非常に冷静な司会に、進行によって、本当に常にこう、ちょっと入りそうな雰囲気になったら、すぐに井上委員長が、ここはその内容の議論の場ではない、取扱いをどうするかというところで常に引き戻して、そして最終的に、先ほど委員長がおっしゃったように、これは町民からの陳情であると、これは取り上げて、そして委員会などに付託をして、委員会はどこになるか分からないけれども、とにかくそこで話をしているんじゃないかという取扱いを議運では決めたとは私は思っております。

今、委員の方は、そのお答えの中に自分の思っていることも含めていらっしやいましたけども、議運の中では全然そういう深いところに行こうとすると、常にここは扱いを決めるところだという裁きをしてくださったので、そういう議運の中では中身の議論はしておりません。

全協に、11月17日の全協に関しては、いろいろな皆さんの御意見が出ておりましたけれども、私も自分でメモをしたところと、メモができなかったところは後から簡単な議事録みたいなことを見せていただいてもう一度確認いたしました。が、はっきりとした結果としては、取りあえず正・副議長が4団体の代表と話をしていくと。ただ、そこで納得できなければ意見交換会をしようというのが全員の一致であって、この陳情を取り下げろとか、そういうことは別に議決をした覚えはありません。そういうところでもあります。

議 長 私としてはですね、本日、一般質問が終わった後ですね、この件について皆

さんと全員協議会を開きたいというふうに思ってます、スケジュールにも載せてあるわけなんです、その中でですね、17日に行われた議会側のいろんな意見、そして、それをですね、4団体との話合いで話した内容、そして4団体がどういうふうな受け方を、受け取り方をしたかということですね、本日の一般質問が終わった全員協議会の中で皆さんに一応理解していただこうと、そういうふうに思ってますが、それでいかがでしょうか。

12番 大 館 話をね、こじらせるわけじゃありませんけども、順番として、ちょっとその前に事前調整的なものをされてから決定されたほうがよかったんじゃないかなと思います。いきなりこういう日程の中で発表されちゃったから田代議員もそういう意見を出されたと思うんだよ。ちょっと順番が違うんじゃないですか。朝、始まる前に皆さんに調整するとか、そういう方法も取れたんじゃないですか。と思うよ。

5番 田 代 すみません、これは議長にお願いいたします。休憩をして、議会全員協議会の開催を要望いたします。公開ということで開催していただければありがたいと思います。このことについて、これでは私は終わらないと思う。それについて、もっとはっきりとした内容を詰めたんで、公開による議会全員協議会を要望いたします。

6番 井 上 今、休憩というふうな話も出たんですけども、どうにかと思うんですけども。ただいまはもう会期の決定にですね、日程としては議事日程としては入っていますので、先にその会期の決定についてはですね、決めていただいてから休憩等に入っていただければというふうに要望いたします。

5番 田 代 今、委員長からお話があったように、会期の決定、それはよろしいかと思えます。ただし、今のこの陳情については、別扱いということでお諮りいただければありがたいと思います。

議 長 陳情について別扱いということは、どういうことなんですか。

5番 田 代 私の考えとして、会期の決定というのは、ここにある予定表、この内容でやりますよということが会期の決定だと思います。私がお話ししているのは、会期はいいんですよ、この8日までで。この陳情の取扱いを、今日最後に全員協議会を開いて付託先を決めるって言いましたよね。それで、明日2日目に今度

は団体を呼んで意見交換会で、どこかで付託して案件を決めると思うんですけど、その内容が私は納得できないということなんです。ですから、会期は、決定はいいですよ。ただ、この付託案件については、これでするずるって行ったら、私はね、松田町議会はおかしいということでお諮りします。

議 長 今日全協の中での説明では駄目だということですか。

5 番 田 代 会期の決定はこれで結構だと思います。ただし、この陳情3号ですか、これについては別途全員協議会で協議すると。要するにこのとおり、これでいいのかと、もう一度再確認したいんですよ。もうこれ以上本会議でやってもちょっと時間がね、関係があるんで、そういったことでね、お諮りしたいということです。

4 番 平 野 これを、もう本当にここでこんなに紛糾してしまっているわけで、これは本当にオープンにして、これからね、委員会付託、どこになるかも分からないけれども、とにかくオープンにして、意見交換会などもオープンにして、そういうふうにして全て記録も残してやっていくべきことではないかと思います。本当にこの陳情が出てくること自体が異常だということは、皆さん承知していらっしゃると思うんですが、それはやはり町民が納得しないという1点があったわけですから、そのところをどういうふうに扱うかというところだって、もう委員会で協議すべきだと思うんですね。これだけもう話が沸いてしまっているわけですから、それこそ、じゃあこれはなしにしようよみたいにするわけにはいかないと思います。

議 長 それではですね、会期の決定について採決をとって、それでその後、暫時休憩をして、この件について議会全員協議会を開きたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

それでは、今回の会期の決定について、賛成の方の起立を求めます。

起立全員です。それでは、本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに決定いたしました。

よって、令和2年第4回松田町議会定例会の会期は、本日12月2日から12月8日までの7日間と決定いたしました。

それでは、暫時休憩いたします。 (9時36分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (10時06分)

ただいま、陳情第3号については、委員長の報告どおり委員会付託ということで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 それでは、日程第3「町長の行政報告」に入ります。

町 長 皆さん、おはようございます。早いもので、1年の締めくくりの季節となりました。こここのところ富士山の冠雪も厚みを増し、いよいよ冬らしい寒さを感じる今日この頃でございますが、議員各位の皆様方におかれましては、ますます御健勝のことと心からお喜び申し上げます。

さて、去る11月25日に、令和2年第4回松田町議会定例会の招集告示をいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私にわたり大変御多用の中、議員全員の御出席を賜り、ここに本定例会が開会されますことをです、まずもって御礼を申し上げます。

それでは、議事に先立ちまして、貴重なお時間を拝借しまして、日を追って行政運営の一端を御報告させていただきます。

初めに、町が抱える様々な課題解決をするため、官民連携事業を推進することを目的に、9月20日に10社目となります包括連携に関する協定を、ドローンサービスを展開している株式会社コヤワタオフィスさんと締結いたしました。今後、高齢者福祉等々に活用して、長寿の社会に対して採用してまいりたいというふうに考えております。

9月20日には、松田中学校の運動会、松田幼稚園・寄幼稚園の2園合同による運動あそび発表会が9月30日に年少さん、10月2日に年長さん、10月5日には年中さんということ。また、10月3日には寄小学校の運動会、10日には松田さくら保育園、10月31日には松田小学校の運動会が開催されました。松田幼稚園・寄幼稚園並びに松田保育園児の皆さん方、また、小・中学校の児童・生徒さんたちが元気いっぱい体を動かし、楽しんでおられました。引き続き未来を担う子供たちの、町の未来を“創り育む”様々な事業を準備し、実行してまいり所存でございます。

続きまして、9月26日には、2回目となります新型コロナウイルス終息と医療従事者へのエールを込めたサプライズ花火の打ち上げを寄地区にて行っていただきました。この事業は、寄地区振興協議会、また青壮年部の皆様方、町商工振興会、商工青年会、行政などが連携して行われました。

続いて、恒例の秋のハーブフェスティバルについては、松田山ハーブガーデンにおいて10月3日から11日にかけて開催いたしました。今年も、オランダまつりと題し、花の国オランダ文化講座なども開催し、約1,300名の来場者が訪れ、地域資源である西平畑公園で心休まるひとときをお過ごしいただきました。

次に、新型コロナウイルス感染症総合対策に伴う町独自の経済支援といたしまして、子育て支援や福祉の向上、地域経済の活性化を目的に、第3弾目となります発行総額2,400万円の20%プレミアム付の松田わくわくお買い物券の優先予約を10月7日に行いました。第1弾・第2弾でも購入できなかった方を優先対象といたしまして、第3弾として販売予約を開始いたしましたところ、13日で優先予約受付は終了し、その後、残った分を20日から一般販売したところ、21日に完売いたしました。また、子育て世帯緊急支援事業の第2弾を10月8日から対象世帯707世帯に対して申請書の郵送を行いました。

次に、10月14日に、松田小学校校舎建設工事の起工式が開催をいたしました。当日は、衆議院議員、また県議会議員、町議会議員・副議長、地元自治会長や地域の方々、工事関係者などが出席し、工事の安全を祈願いたしました。松田小学校は、将来を担う子供たちの学び場であることはもちろんのこと、地域にとっても誇れる木の学校づくり事業として、引き続き責任を持って取り組んでまいります。

続いて、10月24日に、町民文化センター大ホールをはじめとする施設を活用し、令和2年度町文化祭を開催しました。今年度は、コロナ禍により1日の催しとなりましたが、町内園児や児童・生徒、各種団体による舞台発表や作品展示等を行い、日頃の活動の成果が発表され、約700人近い方々を楽しませていただきました。

続きまして、10月31日に、町民文化センター展示ホールにおいて町政懇話会を行いました。今回は、コロナ禍での開催となりましたので、3密等の対策を

しっかりと行った上で、参加いただいた町民の皆様から多くの意見や提案を頂いたところでございます。今回の懇話会では、自治会役員の担い手不足や存続、また、保健福祉センターによる木質バイオマス導入について御意見がありました。このような頂いた意見・要望等につきましては、財源確保や必要性、重要性等の優先順位を考慮した上で、可能な範囲で来年度以降の予算等に反映してまいりたいというふうに考えております。

次に、11月3日に松田地区、8日には寄地区において、鳥獣被害対策や地域の活性化につなげるハンター塾として、わな猟体験会や解体体験会、ジビエバーベキューが開催され、わな猟体験会には70名の方、解体体験会には46名、バーベキューについては63名の参加者がありました。引き続きこのような事業をすることによって、ハンターの育成、また地域農産物の被害を減らしていくように取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、11月18日には、明治安田生命保険相互会社・平塚支社様と11社目となる包括連携協定を行いました。同会社様とは、健康づくりに関する取組等々を活用し、引き続き協働のまちづくりを推進してまいる所存でございます。

次に、11月21日には、コロナ禍で新しい生活様式を支援するための取り組みとして、町の元気づくり事業の感染症対策を徹底し、スポーツ振興、青少年の育成を目的とした野球教室を酒匂川町民親水広場で開催いたしまして、子供から大人まで約60名の方に御参加いただきました。講師には、町ふるさと大使であります元横浜高校硬式野球部の監督の渡辺元智様をお招きいたしました。非常に町民の方々に元気を頂いた取組をされていまして、引き続き行ってまいりたいというふうに考えております。

続きまして、18万球のイルミネーションによる第18回まつだきらきらフェスタを11月21日より12月27日までの約1か月間、12月18日までは金・土・日に限定し、以降毎日開催する予定でございます。また、来年の1月9日から11日までの3日間、成人式をお祝いいたしまして再点灯させる予定であります。毎年人気が高まるきらきらフェスタでございますが、大変お忙しいところを恐縮ですけれども、議員の皆さん方におかれましては、時間が許す限り足をお運びいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

来年の新春イベントであります第10回寄ロウバイまつりについては、1月16日から2月7日まで、また、桜まつりにつきましては2月6日から2月18日までの開催が決まり、今年度はコロナ感染症拡大防止に配慮するため、ともに1週間短縮での開催となりました。

以上、諸般の報告とさせていただきます。

それでは、本日の定例会に付議いたしました案件について述べさせていただきます。

まず、議案第49号松田町議会議員及び松田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例については、公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に公布され、町村選挙における選挙公営の拡大に関する改正がありましたので、本町においても町議会議員選挙並びに町長選挙に係る事項を公費負担とすることに関し、新規に条例を制定するため提案するものでございます。

議案第50号松田町経営安定緊急融資利子補給基金条例につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の中小企業等支援策といたしまして実施している松田町経営安定緊急融資制度において、令和3年度以降の利子補給の財源として、国が交付する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するためには、基金の設置及び積立てが必要となることから提案するものでございます。

議案第51号松田町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましては、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第52号松田町介護保険条例及び松田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましては、両条例附則に規定されている延滞金計算方法等についての条文が租税特別措置法の規定を参照しており、同法の改正に伴い、文言の一部改正の必要が生じたため提案するものでございます。

議案第53号松田町下水道条例の一部を改正する条例につきましては、酒匂川流域下水道の水質規制緩和に伴う改正及び条例附則に規定されている延滞金計算方法等についての条文が租税特別措置法の規定を参照しており、同法の改正

に伴い、文言の一部改正の必要が生じたため提案するものでございます。

議案第54号足柄上衛生組合理約の変更については、1市5町の介護認定審査事務を令和3年10月より南足柄市へ移管準備作業を進めている中、それに伴う当組合理約の変更については、地方自治法第286条第1項の規定による協議の必要が生じたため提案するものでございます。

議案第55号物品購入契約の締結について（令和2年度松田町立小中学校校務用パソコン購入）については、財産の取得に伴う契約の締結について、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円以上となるため、議会に提案するものでございます。

議案第56号松田町地域集会施設等の指定管理者の指定について、議案第57号松田町児童館等の指定管理者の指定について、議案第58号松田町健康福祉センターの指定管理者の指定について、議案第59号松田町やまびこ館の指定管理者の指定について、議案第60号松田町寄ロウバイ園の指定管理者の指定について、議案第61号松田町古民家「旧安藤邸」の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるため、提案をさせていただくものでございます。

議案第62号令和2年度松田町一般会計補正予算（第11号）について、主なものといたしましては、さきの松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例による人件費の増減補正及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などによるものでございます。

議案第63号令和2年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、介護認定審査会システム改修費等の負担金の増額や、それに伴う一般会計繰入金等の補正をさせていただくものでございます。

次に、同意第11号教育委員会委員の任命につきましては、1名の委員の任期が令和2年12月17日で満了するため、この議会で同意として上程するものでございます。

同意第12号及び13号につきましては、人権擁護委員の推薦について、2名の人権擁護委員の任期が満了するため、本定例会に同意案件として上程するもの

でございます。

また、本定例会中におきまして、追加議案を予定をしております。専決処分の承認を求めることについては、松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告を鑑み、職員の給与条例の改正について所要の条例改正を行いましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分の承認を求めるものでございます。

また、旧寄中学校利活用事業に係る公募型プロポーザルの選考委員会を11月20日に行った結果、優先交渉権者が選考され、その事業者と仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により普通財産の貸付けとして提案させてもらうものでございます。

このほか、追加案件の提出を行う場合には、何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、今回提案させていただく各案件につきましては、議事の進行に伴い、私をはじめ副町長、教育長、所管の課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決議賜りますようよろしくお願いいたします。

本年も時間が僅かとなりました。非常に議員の皆さん方にはですね、議会の運営、また町政運営について、非常に御尽力いただきましたことをこの場を借りて改めて御礼申し上げます。引き続きですね、よいお年を迎えられますことを心から御祈念申し上げて、私からの行政報告とさせていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。

議 長 町長の行政報告を終わります。

議 長 日程第4「議長の諸般報告」に入ります。

この報告は、令和2年第3回議会定例会最終日より本定例会までの報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。以上で議長の諸般報告を終わります。

議 長 日程第5「陳情第2号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康

を守るための陳情」を議題といたします。

この陳情は産業厚生常任委員会へ付託します。御審議のほど、よろしくお願
いいたします。

議 長 日程第6「陳情第3号松田町公園条例等の一部を改正する条例に関する陳情
について」を議題といたします。

この陳情は委員会へ付託します。付託先委員会など、詳細は本日決定します
ので、よろしくお願いいたします。

なお、委員会に付託した陳情・議案などは、この会期中は必要に応じて町長
以下職員の出席を求める場合がありますので、町長、よろしくお願いいたしま
す。

議 長 一般質問に入る前にお諮りいたします。本定例会も一般質問の放映に向け、
録画を実施したいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

続いて、質問の位置についてですが、議員各位が登壇し、質問をした後、自
席に戻って町長の回答を聞きます。その後の再質問は演壇の席において行う方
法で実施したいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。御了承いただけましたので、本定例会で一般質問の試
験録画をいたします。事務局は録画の準備をしてください。

議 長 日程第7「一般質問」に入ります。

一般質問は通告順に行います。受付番号第1号、唐澤一代君の一般質問を許
します。登壇願います。

1 番 唐 澤 それでは、議長のお許しが出ましたので質問させていただきます。受付番号
第1号、質問議員、第1番 唐澤一代。件名、少子化対策・子育て支援につい
て。

要旨。少子化対策・子育て支援について町長のお考えを伺います。

(1) 移住者、特に親元から離れた子育て世帯の増加は、頼る者がいない孤
立化のおそれがあり、子育て支援センターやファミリーサポート松田の需要が

見込まれる。今後のサービスの展開や工夫している点は何か。

(2) 保育園は定員を超えている状況で運営されているが、保育の安全管理体制、業務改善、職員給与等負担増が懸念される。現状とそれに対する町長の考えは。

(3) 妊娠届等の書類にある質問項目のうち、医療機関には必要であるが、行政機関が知る必要がないと思われる項目が含まれている。これらを見直したことはあるか。また、改善する考えはあるか。

以上です。よろしくお願いいたします。

町長 それでは、唐澤議員の質問に順次お答えをさせていただきます。

この質問を頂いたときに、私が佐賀からここに来たときに、まさに同じだったなど、子供が1歳、2歳で、誰も知らないところから流れ込んだときのことを思い出しました。それでは順次お答えさせていただきます。

議員から御指摘のとおり、親元を離れて出産・育児には不安があると思い、町では平成14年10月に子育て支援センター、また平成18年4月にはファミリーサポートセンター松田を設置し、出産、育児、家庭環境など、様々な悩みについて気軽に相談できる場所を提供してまいりました。

現在、子育て支援センターでは、毎月季節に合ったイベントを開催し、利用者同士が話す機会、また支援員との信頼関係を築く場所として利用していただいております。子育て支援センターからの毎月の報告書には、様々な報告を受けた内容が記載されております。また、今年度前半のコロナによる緊急事態宣言発出以後は、支援センターに来館することができなくても、電話で相談することができ、安心された方もいらっしゃるというふうに伺っております。現在はコロナ禍であるため、町民の方のみの利用、電話予約による予約制となっておりますが、利用者のニーズの高まりより、2か所の子育て支援センターでは土曜日に開設するなどの対応を行っております。

また、お子様をお預かりし、育児のサポートを行うファミリーサポート松田では、育児のサポートが必要な依頼会員さんが短時間だけでもお子様を預けたり送迎をお願いするなどを支援会員さんにサポートしていただいております。これまでは、1回の利用につき、平日30分350円、土・日・祝日・年末年始は

30分450円の利用料を負担していただいておりますが、コロナ禍の影響もあり、多くの方々に利用していただき、少しでも子育て中の御家庭の手助けになるよう、町では今年度10月から1回の利用につき、平日30分350円、土・日・祝日・年末年始には450円の利用料の助成を行っております。コロナ禍であっても育児期間中のお母さんたちが明るく毎日過ごせるよう、今後も今回行った小さなサポートを含め、お母さんの目線になり、今後も支援をしてまいりたいというふうに考えております。

2つ目の御質問にお答えをさせていただきます。松田さくら保育園では、令和元年9月に児童福祉法に基づき、県による現地指導監査が行われましたが、園児の人数に対する職員の配置、面積など、施設の運営等について御指摘はございませんでした。

御質問にあります保育の安全性、業務の改善、職員給与等負担増についてですが、町は、7年前に当時の社会福祉法人山王保育所、現在は西さがみ福祉会となっておりますが、とのお互いを尊重した関係を維持するために、保育委託実施契約を結び、保育委託実施仕様書によりこれまで事業を行っていただいております。これまでも、お互いその都度調整・対応を行ってまいりましたので、引き続き松田さくら保育園を西さがみ福祉会に委託し、継続して経営を行っていただくため、これまで同様、先方の意思を尊重し、町ができる可能な限りの支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

続きまして、3つ目の御質問にお答えをさせていただきます。行政に提出していただいております妊娠届出書は、妊婦さんが母子保健手帳を受け取るために提出していただく書類であり、母子保健法の改正により設置した子育て世代包括支援センター松田町子育て相談室のびのびにて、出産後も関りを持つ保健師が妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行っていくための大切な資料となっております。

また、同時に記入をお願いしております任意のアンケートは、妊婦さんと生まれてくる赤ちゃんの健康を守るため、妊娠届出書に記入していただく項目とは別に、妊婦さんをサポートするために必要な家族構成、既往歴等の詳細について、情報を共有する大切な項目となっております。既往歴等の関係項目は、

医療関係では必要な項目ですが、サポートを行う行政でも既往歴等の項目から妊娠中に配慮すべきことの確認や、ほかの項目では、妊婦さんを家族でサポートできる環境なのか、これらの情報を基にどのような点に配慮が必要なのか、どのような支援が必要なのかなど、事前に丁寧な検討を行っております。また、状況によっては、妊婦さん御本人と相談し、ほかの機関へのつなぎを提案し、安心して出産を迎えるお手伝いをすることや、出産後も不安がないよう手助けできる準備を行っております。

このように、行政が丁寧に妊婦さんの情報を共有することは、これまで携わってきた過去の経験から、妊婦さんや赤ちゃんの健康を守るために行っております。訪問時には、御本人の体調や家庭内の環境を事前に情報共有させていただいている事項などを基に確認をしております。事前に情報を共有することにより、妊婦さんが安心して過ごすための大切な事項ではありますが、その場で御記入が難しい場合や、お話しが無理な場合は、妊婦さんのお気持ちに寄り添いながら対応しております。情報を共有する項目については、必要に応じて見直しを行っており、現在は改善の予定はございませんが、妊婦さんや赤ちゃんの健康に関わるようなことが想定される場合には、都度改善をまいります。

また、アンケートという表現がデータを収集することが目的というイメージがあり、妊婦さんをサポートするための情報共有であるにもかかわらず、アンケートという表現では不安な思いを与えてしまうような点もありますので、今後は、妊娠・出産についての大切な情報共有事項など、誤解のない表現にするとともに、記入していただくときには、思い出すにつらくなることや、他人には知られたくないことをその場で無理に記入していただくかなくても済むようなことをお伝えし、妊婦さんが出産前の大切な時期に精神的苦痛がないよう、より一層配慮してまいります。

また、妊娠届出書及びこの共有事項の確認は、特定の職員、うちで言うと保健師だけが知る情報として、取扱いには十分注意を行っていることをお伝えし、安心して現状を御記入いただくか、またお話しいただけるようにさらに寄り添ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

1 番 唐 澤 御丁寧な回答ありがとうございます。4点ほど再質問させていただきたいのでお伺いさせていただきます。

まず1点目です。ファミリーサポート松田のほうで、発熱があったお子さんなどをお迎えして病院に付き添いに行くなど、病児に対する預かりなどの対応をされているのかというものをまず確認したいです。

2点目です。以前、議会や全協の場で、さくら保育園の定員が120名のところ、現在133人という人数があると報告を受けているんですけども、こちらは監査上問題のない範囲なのかということを確認させてください。

3点目。結構全国的に見て保育士の方々が、例えば給与をもう少し引き上げてほしいなどとかといういろんな要望で上がっているケースが多々あるんですけども、松田町の場合は、職員の方に関してのアンケートなどを取られているのかということをお聞きしたいです。

最後、4点目です。実際に妊娠届のほうを確認しますと、具体的にですね、裏面のこの任意のアンケートのところで、例えば流産回数とか中絶の回数などを伺っている項目があります。5番目ですね。仮にそこに丸がついた場合、具体的にはどのようなサポートを行っているのかということをお聞かせください。以上です

子育て健康課長 ただいま議員より御質問のありました4項目についてお答えさせていただきます。

まず、ファミリーサポート松田での発熱時について、病院への送迎、預かりについてですが、現在、今このコロナ禍の中では、発熱があるお子様については、お預かりできていない状況になっております。

続きまして、2番目のさくら保育園の定員120名のところ133名というところなんですけど、こちらのところは、定数の120%までは弾力的に許容範囲ということになっております。例えば、その120%を超えてしまいますと、法定価格等が減少してしまうとか、そういった状況になっております。

3つ目の保育士の給与の要望についてですが、こちらのさくら保育園のほうは、民間の西さがみ福祉会さんのほうに委託しておりまして、特に町ではアンケートは取っておりません。

4点目の妊娠届の流産、中絶等の項目についてなんですが、具体的なサポートというところですが、どのような、例えば妊娠初期の段階か、それとも中期の段階かとか、そういったお話を伺って、その中で原因がもし分かればね、伺ったりとかしていると思うんですけども、サポート的なところというのは、詳しくはどんなことに気をつけたらいいとか、そういったところまではお話はできないと思うんですけども、訪問したときなどに、寒くないかとか、そういった、何ていうんでしょう、医療的な配慮はできないと思うんですけども、保健師の目から見て、この辺はちょっと暖かくしたほうがいいんじゃないかなとか、食事はとれているかなとか、そういったお話を伺いながらできることをサポートしております。以上です。

1 番 唐 澤 ありがとうございます。まず、1番のファミリーサポートのほうでの、こちらはちょっと御要望なんですけれども、助成を行ってくださっていることも大変ありがたく助かっているので、引き続き実施していただきたいと思っています。今、コロナの状況もありまして、保育園などの集団の場所に預けたくないという保護者様もすごく増えてきていると思うんですね。仮にコロナがなかったとしても、働くお母さんたちが一番家庭との両立でネックに感じるのは、お子さんが急に熱が出たときに、やはり大事な会議とかが控えていた場合に、対応できないということで、なかなかその両立が難しく、キャリアを捨てるかというような選択に迫られるケースがとても多くあります。ここで、町としてはですね、内容の充実ということにも工夫していただけたらと思っています。

先ほど話したように、病児の預かりですね、それも対応ができたりとか、例えば、これは例えばなんですけど、宿泊型の預かりができたりだったりとか、あとですね、やっぱり皆さんが調査で出してくださっている内容にも、就学前のお子さんとか小学生のお子さんをお持ちの保護者の方々が習い事に関心があるとおっしゃっている方のパーセンテージがかなり高いんですね。なので、例えばですけど、こちらの支援員の方のところに預けると、例えばお洋服の畳み方を教えていただけたとか、ちょっとお料理を手伝えるとか、過去に例えば英会話の先生をやられていた方がいるのであれば、ちょっと英語を教えてもらえると、そのような、このようなことも同時に学べますよというようなサービ

ス内容を盛り込んだり、もっと顔の見える関係だったり、信頼が保ちやすいような工夫というのを皆様方で議論を行って、どんどん実施していただけたらなと思っています。

利根川議員が生前、過去に一般質問でですね、同じようなことをお話しされてます。今後、少数派ではありますが、ベビーシッターなどの需要が高まるということを予想されているいろいろお話しされているんですけど、実際にですね、高齢化の、高齢化結婚といいますか、そういう御夫婦も増えていまして、中には障がいをお持ちのお子様を授かるというケースも増えてきています。その際ですね、どうしても保護者の方は、集団の場所に預けることをちょっと遠慮するといいますか、悩まれる方も多いと思うんですね。でも、仕事もあるとか、預け先が困るという、路頭に迷うような状況にならないようなサービスを行政のほうができるものであれば、とても子育て支援、少子化対策にかなり力を入れている町だとうたっていけると思いますので、その辺りの少し視野を広げたような政策をつくっていただけたらなと思います。

あとですね、こちらの要望なんですけれども、妊婦さんへのサポート、最後ですね、妊娠届等の書類の面なんですけど、妊婦さんへのサポートが狙いということなんですけれども、ちょっとデリケートな質問ですと、一步間違えると不快に捉えられる方もやはりいらっしゃいます。例えばこの5番のですね、流産とか、早産とか、中絶とか、そういうようなことだけではなく、今、LGBTの方とかもすごくやっぱり出ていまして、初めのこの妊婦の氏名というところから結構むってされる方も出てくると思うんですね。なので、ちょっと今の段階では改善するということは考えてないという回答だったんですけど、いま一度そのアンケートの文言を変えとかというのと同時に、時代に沿ったような質問内容だったりとかというものを、行政だからできるサービスだと思うんですね、医療機関というよりも。そこをもう少し絞って再度検討していただけたらなと思います。以上です。

議 長 要望でよろしいですか。
1 番 唐 澤 はい、要望でお願いします。
議 長 1番のほうも答えは要らないですか。(私語あり)

- 1 番 唐 澤 そうですね、お願いします。
- 議 長 分かる範囲で、じゃあ回答をお願いします。
- 子育て健康課長 先ほどの私の発言の中に、ファミリーサポートセンターのほうで、発熱時は、今コロナ禍だから預かってないという回答をいたしました。申し訳ありません、ふだんのときも発熱のあるお子様については、お預かりはしていません。
- そういったお子様については、病児保育、ピーターパンというところがございまして、かかりつけ医の診断によって、そういったところの御紹介もしております。
- あとですね、障がいサービスのところについては、障がいをお持ちのお子様のところについては、そこはまた障がいサービスとかそういったところを御利用いただくとか、そういった方法もございますので、そのときどんな状況かによって御相談いただければ、そういった係のほうへおつながりをさせていただきます。
- ファミリーサポートのほうでの就学前のお子さんについてのしつけ、教育、そういったところも、これからちょっとニーズも調べてみます。支援員の中でそういった資格をお持ちの方がいらっしゃるかどうか、ちょっとまだはっきり確認しておりませんので、ちょっとこれから考えていきたいと思っております。以上です。
- 失礼しました。アンケートのところにつきましても、今の時代に合った質問というところなんですけれども、そうですね、どういったことが今求められているか、いま一度、もう一度確認をしてみたいと思います。
- 1 番 唐 澤 ありがとうございます。ふだんから町長をはじめ職員の皆様方には、業務のほうを御尽力いただきまして、誠にありがとうございます。それを受けて、少子化対策等、国難とも言われてますので、町独自の新たな策などを取り入れて実施していただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。
- 議 長 以上で受付番号第1号、唐澤一代君の一般質問を終わります。
- 暫時休憩します。再開は10時55分より再開いたします。 (10時48分)
- 議 長 休憩を解いて再開いたします。 (10時55分)

受付番号第2号、寺嶋正君の一般質問を許します。登壇願います。

11番 寺嶋 正 それでは、一般質問を行わせていただきます。受付番号第2号、11番 寺嶋正。件名、安心して利用できる介護保険制度を。

要旨。(1) 松田町第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の素案はできてますか。介護保険事業の利用者、サービスの推移、第1号被保険者の保険料基準額をお伺いします。

(2) 第8期計画に合わせて行われる介護保険制度の改定内容は。重点目標の地域包括ケアシステムの充実や認知症施策などの取組を伺います。

(3) 介護サービスの利用料の引上げ、施設の食費・居住費の軽減措置の見直しなどをやめるよう国に働きかけるよう求めます。要支援1、2の訪問・通所介護のサービス切下げはしないこと。さらに、今後負担増となる保険料の軽減策などの見解をお伺いします。

第1回目は終わります。

町 長 それでは、寺嶋議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、1つ目の御質問にお答えをさせていただきます。令和3年度から令和5年度を計画期間とする松田町第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のため、現在計4回の委員会を開催し、委員の皆様にご議論、御検討いただいております。議員から頂いた素案はできたのかという御質問につきましてですが、現在策定中であり、今後、来年1月に素案を固め、パブリックコメントを得た後、議員の皆様方に御説明させていただく予定としております。現在、委員会での検討過程の中でお示しした資料の中に御質問に関する内容がございますので、傾向についてのみ御説明をさせていただきます。

まず、介護保険事業の利用者、いわゆる認定者の推移でございますが、高齢者のうち後期高齢者人口の増加に伴いまして、第8期計画期間内、令和3年度から令和5年度は増加傾向であり、後期高齢者人口の増加は、令和9年度頃まで続くと予測しております。

次に、サービスの推移でございますが、こちらも認定者数の増加に伴いまして増加傾向でございます。保険料基準額については、介護サービス費等の推移に合わせて、今後決定していく予定でございます。

次に、2つ目の御質問にある第8期計画に合わせて行われる介護保険制度の改定内容でございますが、介護保険法第116条において、国が定めるべきとされる基本方針に7つの大きな柱が示され、その中に議員御質問の地域包括ケアシステムの充実や認知症施策がございます。地域包括ケアシステムとは、要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らしていけるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される仕組みのことを言い、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに構築するものとされており、松田町もこの実現に向け、総合計画にも位置づけ、取組を進めております。第8期計画にも引き続き取組を推進するよう明記する予定でおります。また、認知症施策への取組に関しても、認知症施策推進大綱を踏まえ、普及啓発や予防、家族支援などに取り組んでまいります。

最後に、3つ目の御質問ですが、介護サービス給付を含む制度設計については、利用者の方が安心して利用することができる仕組みであることはもちろんのこと、一方で介護に従事している方々への適切な報酬体系の維持といった様々な要素がございます。全体といたしましては、介護保険制度そのものを安定させ、持続可能なものとする必要があることから、負担と給付のバランスをどう取っていくのかを時代に合った形で制度設計を国において議論されていると考えております。町といたしましては、対象となる皆様に応じたきめ細やかなサービスが行き届くよう取り組んでまいりたいと考えております。

保険料の軽減については、昨年度より消費税増税に伴いまして、低所得者の方に対しては負担軽減措置を実施しております。来年度以降も引き続き軽減措置を適用してまいり予定でもございます。地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した多様な支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を推進する観点から、支援体制の強化、地域の特性に応じた認知症施策や、介護サービス提供体制や、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化といった課題に対して、第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に沿って取り組んでまいりたいというふうに考えていますので、よろしく願いを申し上げます。以上です。

11番 寺 嶋 それでは、再質問を行わせていただきます。

まず、最初の1点目ですけれども、介護保険事業の策定などの点で、回答では
ですね、その素案について、来年1月に素案を固め、パブリックコメントを得
た後、議員に説明をさせていただく予定であるということなんですけれども、こ
の今後のスケジュールとしてですね、一応パブリックコメントはありますけど
も、このパブリックコメントの期間というのはどのぐらいの期間を考えている
でしょうか。

それから、1月に素案ということは、ある程度ですね、基本方針ができてな
いとですね、パブリックコメントを、意見募集をね、行うというんですけれど
も、どういことをね、やっぱりある程度設問といいますか、そういうのを
ですね、ただ単に介護保険事業をね、これからやるんですけれども、いきなり何か御意見
はございませんかと言われてもですね、意見を募集するほうもね、何もたたき
台ができてないのにね、そんなに意見がね、出るのかなということ。出ないと
思いますけれども、こういうことではね、ですからパブリックコメントをやるに
しても何らかの形でね、示していただかないといけないと思いますけれども、そ
の辺の考え方についてお伺いします。

それで、その議員に示すにしてもですね、ある程度介護保険事業計画等策定
委員会で固めてからですね、素案ですから、今度は原案というんですか、本案
というんですか、こういうのを固めてからその議員にね、説明をするというこ
とだと、何月頃に大体の大まかな原案というんですか、そういうのがね、お示
しいただけるのか。その辺について、まずはお伺いをしたいと思います。

福 祉 課 長 それでは、寺嶋議員の御質問にお答えをいたします。現在、町長の答弁にも
ございましたが、高齢者福祉計画・介護保険事業計画については、委員会の中
で4回議論をさせていただいております。予定といたしましては、12月にもう
一度、1月に再度実施をする予定でおります。その中で素案という形で国の示
した基本指針、7つの大きな柱がございますので、それに沿った形で素案を作
成をさせていただいて、それをパブリックコメントを、意見募集ということで
求めるものでございます。パブコメの期間でございますが、パブコメでござい
ますので、大体2週間から3週間ぐらいを予定をしている、現在のところ予定
をしているというところでございます。

議員の皆様方に何月頃にお示しできるのかということでございますので、パブリックコメント、素案については1月に6回目を終わった後にお示しをさせていただくというような予定でおります。以上でございます。

11番 寺 嶋 それでは、おおよそね、今後のスケジュールということでは一応分かりました。

次にですね、介護保険制度の改定に当たっての、私としての問題意識なんでもございますけどもですね、回答にもありましたように、2025年には団塊の世代が75歳以上となり、後期高齢者が増えてね、介護保険給付費も大幅増、介護保険料も増えるなど予測されます。この推計人口というんですか、2025年ごろには高齢者、高齢化率、高齢者がどのぐらい、または75歳以上、後期高齢者って言うておりますけども、その方々がね、どのぐらい率がね、増えるのか。そういう人口推計なんかはですね、やっておられますか。今後推計するのか、そういうことからですね、導かれて、介護需要等を踏まえた計画策定のこの考え方をですね、お伺いをしたいと思います。

福 祉 課 長 それではお答えをさせていただきます。人口推計につきましては、委員会の中でコーホート法という1歳刻みでですね、人口を出しております、その変化率を掛けた形でお出しをさせていただいております。答弁にもございましたように、第8期の中で高齢者人口は、65歳以上ですね、高齢化人口については、ほぼ横ばいになっております。ただ、ただし、後期高齢者の人口については、しばらく増加傾向が続くと。令和9年度ごろまで続くというふうに推計をさせていただいた中で、給付認定率を合わせながらですね、相応サービス給付の推計をして、現在議論をしているところでございます。

計画策定の考え方でございますが、繰り返しになりますが、国の示した基本指針に基づきまして、それを松田町の計画に反映をさせていくと、いきながら、認知症施策であるとか、地域包括ケアシステムの充実を目指していくというような考え方を基本としております。以上でございます。

11番 寺 嶋 推計ということでは、これからまたですね、お示しされた段階でまた再度検討、私も見ていきたいと思っております。

次にですね、答えはあったんですけども、地域包括ケアシステムとはという

ことで、私もこのケアシステムと言われても、一口にと言われてもですね、なかなかちょっと理解がね、し難いんですけども、この私としての認識を言いますので、ちょっと聞いてください。地域包括ケアシステムということで、地域包括支援センターを拠点にですね、医療や地域の関係団体、機関による各種ネットワークを結びつけるとともに、これが1つね、地域住民による互助や、地域の見守り等の効果的な支援が可能となるネットワークの構築を図る取り組みなどをね、こういうネットワークの構築なのかなというふうにな、認識してるんですけども、こういう捉え方としてですね、こういう認識でよろしいのかどうかね。また、ちょっとこの辺が違ってるということであればですね、お答えを頂きたいと思います。

福祉課長 それではお答えをさせていただきます。地域包括ケアシステムの考え方でございます。今、議員がおっしゃられたように、ネットワークの構築というのが大枠でございます。ただ、そのネットワーク、一つ追加するのであれば、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される、日常生活圏域を想定しておりますので、松田町全域がそれに包括されているのかなということで、あとは足柄上地区などを一番外枠として、町を中心としてネットワークの形成をしていく。そういったその中で、医療ですとか、地域包括支援センターですとか、病院ですとか、介護施設、あとは御自身の日常生活圏というものが重なり合って、その中で要介護状態になっても生活ができるような体制というのが、すみません、ほんわりとした回答でございますが、そういうようなイメージでございます。以上です。

11番 寺嶋 まあおおよそね、分かりました。また私も勉強をね、させていただきたいと思います。

次は関連ですけども、重点事業、重点ということでは、認知症施策ということをね、取り上げさせていただきましたけども、この認知症総合支援事業としてのですね、認知症初期集中支援チーム、あるいは認知症地域支援推進員、これそれぞれの活動内容をね、お知らせいただきたいと思います。

あとは認知症サポーターの養成というんですけども、どの程度ね、行われているのか。それぞれの実績等も併せてね、ぜひ御回答を頂きたいと思います。

分かれば、分かる範囲内でお願ひします。

福祉課長 認知症の初期集中支援チームから御説明をさせていただきます。地域において、やはり認知症が疑われる方がいらっしゃった場合に、その情報が町に第一報として届きます。その方を初期に、認知症の初期というイメージではなくて、我々が確知してからの短時間の間において、おおむね半年と、たしか言われておりますが、その期間内にどういうサービスをその方に提供すればいいのかというのを、町の職員であるとか、認知症サポート員等々です、民生委員等々とチームを組んで、その方に合った最適なサポート体制を確立するというものが、認知症初期集中支援チームの役割でございます。支援員もその中に入っております。

介護予防、認知症のですね、サポーター養成講座なんですけども、すみません、町の実績でございますが、今年度はすみません、第1回をですね、実は先週の日曜日の日に店屋場の自治会のほうと協力をして、約30名程度を、参加を頂いているというような報告を受けております。

すみません。松田町のサポーター数についてはですね、ちょっと参考で、申し訳ございません。ちょっとその数字を今、持ち合わせてございません。申し訳ございません。

11番 寺嶋 ありがとうございます。それでは次にですね、3点目のこの保険料の、まず最初にこのサービス、まずですね、前期7期については、利用料が一定程度所得のある人が1割、原則1割負担からね、2割、3割ということで、利用料が引き上げられましたよね。今後、それからさらにこれから、私がちょっと聞いた範囲内では、今度は高額介護サービス費、これは今までは上限、この上限なんですけどもね、今までは4万4,400円、1か月ね、4万4,400円ということだと思いましたが、今度は年収が770万円以上になるとね、この9万3,000円とか、結構大幅に上限が上がってね、負担が相当重くなるような話も聞いておりますけども、こういうようなことはですね、やっぱりあまりよろしくない、これはどういうふうになっておりますでしょうか。お伺いをいたします。

福祉課長 高額サービス等の上限等につきましては、国のほうで定めてくるものでございますので、現在のところまだ確定の情報が入っていないというところござ

います。今後、国のほうからですね、示された金額に応じて設定をしていく、準じて設定をしていくというような形になると思います。以上です。

11番 寺 嶋 それでは次に、介護保険料の軽減策ということですね、一応低所得者に対してはね、対策はありますけどもですね、まだね、8期の保険料が具体的にまだ素案が示されてないので、何とも言い難いんですけども。今期までの7期を例にとりますと、現在1号被保険者の基準額、保険料の基準額が5,100円ということなんですけどもね。7期におきましては、伸び率が10.9%、約500円、1か月ね、上がったわけですね。それで、今後のことはまだお示しできないんですけども、今後ですね、介護保険サービス利用者が増えたり、介護給付費が伸びた場合には、保険料が高くなることが予測されます。まず保険料の負担軽減を図るということではね、やっぱり急激にこの保険料負担が、負担増にならないように、やっぱり大幅にね、保険料が上がらないように配慮することが大事だと思いますけども、この今後の、まだ何とも言い難いんですけども、この保険料についての大幅負担増をなくすことについての考え方をお伺いをいたします。

福 祉 課 長 それではお答えいたします。現在、介護保険料として、基準額、月額5,100円で、年額6万1,200円と。第8期の計画については、議員もおっしゃられるようにまだ策定中でございますので、はっきりしたことは申し上げられませんが、やはり保険料でございますので、サービスとのバランスを見ながら、最終的には介護保険事業会計の運営を適切なものにしていくために、設定をしていきたいというふうに考えております。一方で、やはり健康な人を増やすことで、サービス給付費そのものを抑えるというアプローチも必要でございますので、そこら辺のバランスを見ながら、我々としても、町としても取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

11番 寺 嶋 おおよそ私が聞きたいこと、以上であります。どうもありがとうございました。これからもですね、安心できる介護保険制度をですね、町としてもぜひ築いていただきたいということですね、要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第2号、寺嶋正君の一般質問を終わります。

録画の操作の間、少々お待ちください。

受付番号第3号、田代実君の一般質問を許します。登壇願います。

5 番 田 代 議長のご許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。受付番号第3号、質問議員、第5番 田代実。件名、今後の「農道の維持管理」について。農道の維持管理は、地権者で組織する管理組合が、草刈りや路面清掃など日常的な作業の範囲で実施しています。しかし、高齢化や後継者不足のため、十分な対応ができなくなっているのが現状です。

さらに、庶子地区の西山農道や中尾農道は、令和元年と2年の9月に解散し、その管理は農道に隣接する畑や林の地権者が行うことになりましたが、畑などののり面の草刈りは危険を伴う重労働のため難しくなります。現に、荒廃地化が多くなっている西山農道は、車両の走行が難しくなっています。

このような状況は増加傾向になると想定されますので、町は今後の農道の維持管理をどのように対応されるのか、町長のお考えについて伺います。以上のとおりです。

町 長 それでは、田代議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、町が農道として把握している路線につきましては、寄地区が32本、松田地区が29本の計61本でございます。その管理方法といたしましては、草刈りや側溝の土砂上げといった日常的な作業は、それぞれの農道を利用する農家の方々に行っていただき、道路の拡幅や待避所の設置、路面の補修、構造そのものに改良を加えるような負担が大きいもの、さらに台風等の災害時における復旧などについては、町が施工するといった役割分担が図られてまいりました。また、日常的な作業の実施に当たっては、おおむね寄地区においては自治会が中心となって行っていただいております、松田地区においては路線ごとに管理組合が組織されていらっしゃるものと認識しております。

このような中、議員の御質問にありますように、農業の後継者不足や、組織における役員のなり手がいないことを理由に、松田地区においては管理組合の解散が、ここ2年で2件発生している状況は承知しているところでございます。また、実際に耕作放棄地が進んでいる地区の農道において、農地の所有者が道路へせり出す枝や草を適切に処理されていないために、車両の通行に支障を来

す場所が増えてきている実情もあります。

このような状況を考えますと、農道の適切な維持管理に当たっては、農地そのものの保全が最重要であることは明らかであり、その担い手の確保、育成の必要性を強く感じているところでございますが、まずは農地は農地として、権利者が責任を持って保全しなければならないという原則を改めて理解をしていただき、そこには農業委員会の権限をもって指導等対応をしていただきながら、行政としても農業振興施策において、農地の適切な保全を図ってまいります。

その上で、喫緊の課題への短期的な対応については、現在活動されている組織の支援策として、国・県・市町村が連携して財政支援を行う、中山間地域等直接支払制度や、多面的機能支払交付金、県が主導する里地里山保全等促進事業などの補助制度が活用可能であります。松田地区においては、実績が少ない現状もありますので、個別に状況をお聞かせ頂きながら、支援制度へ結びつけることも積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

また、中長期的な取り組みとなりますが、担い手の確保については全国的な課題でもある継承されない農地の根本的な解決策として、国が推し進める、意欲のある農家への農地集積・集約化の施策を活用してまいります。過去に行った意向確認では、町内の農地所有者で農地を貸してもよいという方は決して多くはありませんでしたが、これは貸し手に対する給付金制度など、メリットが十分周知されてないことも大きな要因と思われれます。今後進める人・農地プランの作成過程における集落ごとの座談会など、農業者が集まる機会を捉え、農家や農地所有者への分かりやすい情報提供を実施してまいります。さらに、松田山の眺望や寄地区における里地里山の景観など、本町特有の地域資源をPRし、観光型農業を強化することはもちろんですが、農泊の取り組みなど、新たな事業展開とも連携を図りながら、人材確保・育成にもつながる農業経営のあり方について、皆さんと一緒に考え、取り組んでまいりたいとも考えております。

いずれにいたしましても、御指摘のとおり、農地の管理団体の解散等により、沿道地域の荒廃が進んでしまうことは避けなければなりません。一方で、短絡的に町管理という結論も、これまで維持してきましたバランスを鑑みますと、

受益者負担の原則、公費負担の観点から、時期尚早ではないかと思われま
す。ただし、町といたしましては、農地の多い山や里地里山を守ることは、町民の
生命と財産を守るという至上命題にもつながることとも考えております。この
課題解決の本質は、農地の保全イコール担い手の確保・育成であり、その延長
で、適正かつ持続的な農道の維持管理が実現されるものでありますので、こう
した長期的な展望に立ち、また、短期的には前段で述べました各種支援を含め、
農家や団体と調整し協力を賜りながら、今後計画的に取り組んでまいりたいと
考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

5 番 田 代 丁寧な回答をありがとうございます。まず初めに、9月議会の補正予算（第
9号）で、国庫補助を活用した感染症総合対策事業の一環として、通行が難し
くなりそうな農道の環境整備工事として244万円を計上していただいたことに、
改めまして感謝申し上げます。

では、順次再質問をさせていただきます。まず1点目です。先ほど寄地区の
農道が32本、松田地区が29本というお話あったんですけども、私は身近な事
例で、隣の集落の西山農道ですか。これが非常に厳しい状況にあるということ
で、また中尾農道が解散するというところで、今回の一般質問をさせていただ
いたんですけども、西山農道については本当に廃道に近い状況になってます。
全体のうち、起点から6割ぐらいまではまだ耕作地、ミカン畑がしっかり耕作
されていて、農道として管理しております。地権者が、自分の畑の周りは草刈
りをして管理しているということで、現在は守られていると。6割を過ぎてか
ら残りの4割、山の北側のほうに向かったところなんですけども、それについ
てはもう農地がまるっきり荒廃地になってます。したがって、農道も一切
管理されておりません。私、この質問をするために、日曜日の朝早く、上から
下りました。終点が根石農道との合流点。そこから下ったら、途中で倒木があ
って車が通れない。いや、どうしようかなと思って、バックしようと思っても
できないんですよ、四駆でも。それで倒木をとりあえず引きずり倒して、何
とか下まで降りてきたんですけども、本当に見ると非常に厳しい状況でした。

そこで、担当課長にお尋ねします。先ほど寄地区32本、松田地区29本という
農道が、町で管理してる農道というふうにお答えあったんですけども、まず

初めに西山農道の現状を見られたかどうか、それが1点目です。

2点目として、課長が承知してる中で寄地区と松田地区の農道の現況、ある程度管理されてるのか、または荒廃地化が進んで、そういった農道があるのか。後者の質問についてはざっくりで結構ですので、回答をお願いいたします。

観光経済課長 それでは2点頂きましたので、まず1点目からでございます。西山農道、現地を先日見てまいりました。今、議員おっしゃるようになりますね、非常に通行が厳しい状況でして、私としましては、車ではとても行けませんでした。おっしゃるように、4割程度ほとんど荒廃地という状況と、大分暗い感じがもうする状況でございました。

2点目でございます。寄地区、また松田地区の農道と農地との状況の把握でございます。これ毎年度行っておるところでございますが、農地パトロール、今回農業委員会さんのほうでですね、各農地を見ていただいております。そのような中で、今、確認をしている最中ではございますが、やはり農道の、例えば今、西山と、近隣でいくと中尾農道という話もございましたけども、構造がしっかりしているところ、こういったところというのは、ある程度農地として、その横もしっかり開けてるのかなと。なかなか構造が弱い、弱めのところではですね、先ほどおっしゃったように荒廃地化が進んでるというふうな認識でございます。

5 番 田 代 ありがとうございます。それでは農道の今の現状についてね、ある程度農業担当課として、しっかりした把握をお願いしたいと思います。それ以降については、今日これから町長と政策論争させていただきますので、よろしく申し上げます。

まず初めに、担い手の確保ということで、意欲のある農家への農地を集積、集約化して施策を活用していくというふうに言われます。確かにこれは一理ありますけれども、これは私の持論で話させていただくと、圃場整備された水田、開成町、南足柄一帯の農業構造改善事業で、圃場整備された1区画10アールから20アール、そして農道が4メートル、5メートルのしっかりした農道がある場所、極端に言えばあじさい農道をイメージしていただければ分かると思います。そういう圃場であれば、今のお話のとおりです。しかし、松田山、神山、

そして寄地区の急傾斜地の農地、もう松田山はミカンとキウイですよ。寄はお茶が代表作になってるんですけども、これを集積する、ちょっと水田のね、集積と違うと思うんですけども、いかがでしょうか。

観光経済課長　今、議員おっしゃったようにですね、農地の集積化に関しては、やはりその基盤として、平ら地が望ましいことは否めません。松田がなかなか条件が不利というお話もございますが、今、この担い手の確保というのは、やはりその、何ですかね、耕作が難しくなった人、ただ中心的にまだやっていただける人、新規に入っていただける人、こういった方をつないでいくためのプランでございます。確かに山、山間部は非常に厳しいんですけども、そういったところも逆にうまくですね、活用していくような方法を考えたいと考えております。

5 番 田 代　課長の立場から言うと、農業振興する担当課長の回答であれば、うなずく面はあります。ただ、私は農家の後継者から、10年ほど前に今度は農家の経営者になりました。親父が亡くなって家を継いだんですけども、そういう中でやはり自分で実践してる、それと自分の子供、近所の方、松田全体、私の場合は、松田地区はある程度分かるんですけども、そういった方を、いろいろうちを見ると、やはり厳しいのかなと。なぜかという、それだけの収益が上がらない。やはり考えの多様化、高度経済成長以降の恵まれた時代に育った子は、農家をやらない人が多いです。自分のうちの例でも、そのようなことがはっきりとなってます。

お話ししたいことは、後継者がいなくなる、やらない。そうすると、行政で幾ら施策を展開しても、ますます荒廃地化は進んでいくのかなと。10年今の景色がもつのか。20年先には大半が荒廃地化してるのかなと。幹線農道の中央農道沿いが、生き残れるのかなというふうに危惧をしております。一方で、シカ、シシ、ハクビシン、タヌキの被害です。それに加えてヤマビルです。この後観光農業の展開とか、松田山の眺望、寄地区の里地里山の景観を生かした観光型農業を強化するというふうな回答をされてますけれども、この問題が一緒にセットで、後継者が不足して農地が守れない。農道もだんだん廃道に近くなっていく。そしてやっぱりヤマビルですよ。一方で猟友会の方が高齢化して、これからだんだんやり手が少なくなってるのかなと、駆除する側も少なくなっ

る。何か三重苦のような状況です。

でも、町としてはリーダーシップを図るために施策の、農業の施策を展開していかなきゃいけないということで、町長にお尋ねしたいと思います。今お話ししたように、観光型農業、これを強化していくと。回答の中で、新たな事業展開とも連携を図りながら、人材の確保、育成にもつながる農業経営のあり方、これを皆さんと一緒に考えていきたいと、このような回答でした。その中の一つとして、農泊を事例に挙げてます。あとこれ以外に、新たな事業展開、これについては町長はどのようにお考えでしょうか。

町長 農泊以外のということで話がありましたので、そのお話をすると、まだ素案ですけどもね。やはり皆さんたちというか、若い方々も含めて担い手不足になってるといことは、やっぱりそれが、農業が生業になってないということだと思います。そうすると、当然ですけども、今どきの話ですけどね、やはりインターネットを使ったりだとかいうことで、デジタル化を進めながら、遠隔農法だとかですね、そういったこともやらなきゃいけないですし、要はこっちに来なくたって、地元の農業の方と遠くの人とつなげるというようなネットワークの話ですけどもね、そういうこともしつつ、やはり都会の人と町なかの人が緩くつながるといまいしょうか、そういった事業の展開をしていく。そこで、泊まるだとかというようなことになろうかと思っはいます。ですから、今やってる事業自体が持続可能な農業になるために、今まで基幹産業となってる産業自体の見直しも、当然していかなきゃいけないということも考えられますし、そこは先ほどちょっと申し上げたとおり、今後皆さん方といろいろと相談をしながらですね、農業委員会ともそうですけども、話し合っ進めていくべきだというふうにも考えております。以上です。

5 番 田 代 回答ありがとうございます。農泊について具体的な回答であったと思います。それ以外はやはりなかなか難しいのかなというふうに、私も感じてます。これからやはり農業関係者と話し合いながら、次につながる施策の展開をお願いを進めていただきたいというふうに考えます。

最後になりますけれども、農道の維持管理です。私の質問の大きいくりになります。先ほどお話ししたように、農地の荒廃化によって、農道の管理も地

元がだんだんできなくなるというのは、これからの事実だと思います。そこで、町としてどう考えるのかというお答えの中で、とりあえず農業団体にやっていただきたいということは分かるんですけども、短絡的に町が管理という結論もどうなのかと。受益者負担の、公費負担の観点からいかなものかという回答でした。確かにそうかもしれませんが、受益者負担というのは、農地で果実ができる、農産物ができるから皆さんやっているわけです。荒廃地化したら、受益者負担という言葉は通用しなくなります。そういう中で、やはり受益者負担を表に出すのは、これからの時代厳しいのかなというふうに考えます。

そこで町長、2つの考えを私、提案させていただきます。その提案に対して、町長のお考えを頂きたいと思います。農道について、イメージとして幹線農道、基幹農道、そういったものと枝線の農道、行き止まりの農道、そういった大きな区分けができると思います。行き止まりの農道とか枝線農道で、農地がもうほとんどなくなってしまったという路線については、荒廃地化しても、また農道が廃道化しても仕方がないのかなと、利用する人がいないという考えで、自然消滅になっていくのかなと私は考えます。でも一方で、守るべき農道、具体的に言いますと幹線農道、基幹農道として、中央農道、これについては最明寺林道から最明寺史跡公園、それから町道を経てチェックメイト、246につながってます。松田山を周遊する一つの基幹路線の一部を中央農道が担ってます。同じように、中尾農道でも同じだと思います。茶の木畑、林道ですから、茶の木畑林道から最明寺公園、同じく町道を経てチェックメイト、国道246へというふうなことで、例えば松田山の南面を保全、環境保全、緑の保全、それと災害、山火事、そういったものが起こったときに、やはりこういった道路は守らなければいけないと思います。そういった道路については、やはり町費負担、将来的に管理が難しくなったところについては、町費負担もある程度必要ではないかと、そのように考えます。この件に関して、町長いかがでしょうか。

町長 全体的な話になりますけど、やはり選択と集中でしょうね、やらなきゃいけないのは。何でもかんでもというふうなことは、気持ちは、財政的に豊かであれば、本当におっしゃるとおり全ての農道を守りたい。守らないと、そこから鳥獣被害も増えてきますし、災害のときにそこが起点として、もっともっと大

切な基幹のところまで広がっていく可能性もあったりだとか、いろいろするかと思うので、守れるものだったら全てが守りたいのはあります。ただ、どうしても枠があって、様々な方々からですね、要望もあったりする。新規の事業に対する予算組みだとか、これからやっていかなきゃいけないことを考えると、致し方がないという、ある程度って先ほどお言葉がありましたけども、その辺りは選択と集中をもってやっていかなきゃいけないかなど。

ただ、最後の砦という形になるか分かりませんが、まずは基幹的な道路、幹線道路、これはもう朽ちることがないようにしていかなきゃいけないという思いもあります。そこの管理、監督、もしくは保全という部分を、先ほど受益者負担というようなことありますけど、やっぱり使っている方々と一緒に、やっぱり意見を交換しながら、今まではどっちかと言えば、一方的に受益者負担の観点の中から、全てお願いしてた部分があるのかも分かりませんが、もう少し役割分担をですね、柔軟に対応しながら一緒に、やっぱり守っていくべきは守っていきながらやっていきたいというふうにも考えております。以上です。

5 番 田 代 明確な回答をありがとうございました。確かに選択と集中、予算の関係もありますので、やはり守るべき基幹農道についてはそういったことで、今すぐ組合が解散してどうのこうのではないと思いますので、そういうスタイルの中で考えていただきたいと思います。

併せて、私、松田地区の出身なので、寄地区のことをちょっとお話しできなかったんですけども、寄地区についてもまるっきり同じような考えです。それに加えて、ハイキングコースをある程度認定して誘客を図っていると思います。シダンゴ山ハイキングコース、宮地山ハイキングコース、各種遊歩道、それと松田山につながる緑と風の遊歩道ですか、そういったものについては町でやはり宣伝してる場所ですのでね、ハイキングコースを取りやめたら管理の必要なくなると思うんですけども、やはりパンフに載せて誘客している以上、同じような形で、お金はかかりますけれども、町の責務として維持していただきたいということを発言させていただきまして、本日の質問、終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第3号、田代実君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。休憩中に昼食をとっていただき、午後1時より再開します。

(11時48分)

議長 休憩を解いて再開いたします。(13時00分)

引き続き、一般質問を行います。受付番号第4号、井上栄一君の一般質問を許します。登壇願います。

6番 井上 それでは議長の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。受付番号第4号、質問議員、第6番 井上栄一。件名、2021年度における本山町政の主要施策、重点事業、総合計画実行計画の予算化について。

要旨。(1) 現在2021年度予算編成が進行中であると思います。そして、本山町政2期目の節目の年であります。そこで、2021年度予算において、どのような施策の方向性を示され、どのような重点事業、新規事業を盛りられるのかお伺いをいたします。

(2) 総合計画の中間年次、残り2年間に向けた年に当たり、2021年度予算において、総合計画の事業予算化がされると思いますが、実施計画のプログラムで、2019、2020年度に計画検討、そして2021年度から事業推進と年次計画をされた事業が様々にあります。総合計画に計上されている新規事業について、計画どおり2021年度で予算化されるのか、どのような対応をされるのかお伺いをいたします。以上よろしく申し上げます。

町長 それでは、井上議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず1つ目の御質問についてでございますが、平成30年度に施行いたしました自治基本条例にのっとり、協働、連携協力を基本とし、町民への情報公開、情報共有を行うための事業の一つとして、毎年、次年度当初予算の編成前に行っていた地域座談会について、今年度はコロナ禍での影響から、地域座談会を各自治会の集会施設などで行わず、3密など徹底した感染拡大防止対策を行い、町政懇話会として松田町民文化センター展示ホールにて、本年度は1回でございますが、実施をいたしました。寄地区につきましては、参加者がなかったことから中止といたしました。その前に寄地区振興協議会の役員の皆様との意見交換を行い、また自治会から唯一希望がありました中丸自治会にて単独の懇話会を開催し、トータル40名の皆様から直接御意見を頂きました。

また、町民の皆様からの御意見や御提案などを伺うためのアンケートについても、広報紙を活用して実施いたしました。町といたしましては、各所属課にも、町民からの意見等について情報提供及び情報を共有し、総合計画にも定めている重点事業や新規事業と併せて優先的に行うものや、マンパワーで対応できる取り組みなどを十分精査した上、令和3年度当初予算の編成を行ってまいりたいというふうに考えております。

第6次総合計画において推進する重点事業等につきましては、未来の松田町の人口ビジョンを念頭に入れた基本構想において、将来像を「いのち“育み”未来へ“ツナグ”進化“つづける”故郷」としていることから、コロナ禍であっても理想とする将来像に向かって、各施策の方向性を変えることなく実行していく所存でございます。そのためには、歳入について厳しい状況になることは予測できますので、今後予算の範囲にてしっかりと精査し優先順位をつけ、効率的で適切な町民福祉の増進を図ってまいりたいというふうに考えております。つきましては、義務的経費の削減や継続事業予算の確保を行い、その上で予算に余力があれば新規事業を盛り込みたいと考えておりますが、本格的な予算編成はこれから行うため、現時点での詳細な回答は控えさせていただき、まとめ次第、適切な時期に御報告させていただきたいというふうに考えておりますので、御承知願います。

2つ目の質問にお答えをいたします。第6次総合計画に示されている、平成25年に国立社会保障・人口問題研究所が推計した本町の人口の推移は、2040年に約7,000人になるということでありましたが、平成30年の同研究所の推計では約7,300人となり、減少傾向が緩和しておりますが、依然として非常に厳しい数値であり、さらに各種統計による産業の衰退は、本町の未来に大きな影を落とすことにつながります。

町にとっても、地域課題とどのように向き合い、人口減少・少子高齢化の流れの抑制、また全ての人が幸せな人生を送れるように、持続可能な環境と暮らしにつなげていくために、総合計画アクションプログラムに掲げる301の事業の中に、優先事業20、重点事業32を定めております。

令和3年度では、優先事業の松田小学校建設事業の計画的な整備の執行や、

農泊事業の推進を含めた寄地区の活性化、木質バイオマス事業の推進、新松田駅周辺整備に伴う実施計画や用地交渉などについても、可能な範囲で予算化に向けた対応を進めていきます。また、令和3年度に予定している新規事業につきましては、学童保育の整備や成年後見センターの設置、第5分団可搬ポンプ自動車更新などが位置づけられておりますが、学童保育の整備は計画どおり、松田小学校建設事業の中で実施することとなっております。また、第5分団の可搬ポンプの自動車更新は、第8分団の解散に伴い8分団の車両を譲渡することで、一部計画を前倒しで実施した事業もございます。よって、そのほかの事業については、現在総合計画における取組の中間評価結果を施策動向調査により検証し、目標に対してどれだけの成果や効果があったかなど、有効性、効率性、必要性といった観点から、数値目標の客観的な指標を用いて点検・評価を行っていますので、その結果を踏まえ、令和3年度当初予算をまとめていくこととなります。

引き続き、将来の松田町を見据えた人材育成に関する投資や、町民要望の実現をしっかりと進めていくことの必要性を十分に認識した上で、コロナ禍による影響や、事業推進による将来への影響を踏まえ、予算配分の重点化・効率化を図り、無駄なく実効性の高い施策を、財政推計を踏まえながら選択と集中にて実行することで、第6次総合計画に伴う各種事業を可能な限り推進し、身の丈に合ったなど、成長もしない、未来志向でもないようなことを言ってるようでは、現状維持すらできない、さびれた町になりかねないので、町の将来を見据え、積極的に補助金等の獲得を行うことによって、持続可能な住民福祉の増進を図ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

6 番 井 上 それでは再質問をさせていただきます。

まず、1つ目の質問ということですが、こういった回答が返ってくるかなということもですね、考えつつですね、検討をしてきました。本格的な予算編成はこれからということで、まあそれは当然ですね、存じておりますけれども、3月の定例会の前にですね、予算の大綱等があるということで、その時点までですね、来年度の予算の主要事業等についてはですね、待たせていただくということで、またその時点ですら、3月定例会におきまして、3月定例会の主

要なですね、予算についてですね、いろいろと議論をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは後段のですね、一般質問の後段の総合計画の関係でございますけれども、それにつきましてですね、逐次再質問をさせていただきたいと思っております。総合計画の中で、総合計画の中の表記はほとんど、西暦の表記がほとんどですので、西暦で2018、19、2020年度、21年度というふうな言い方で質問をさせていただきます。

総合計画アクションプログラムの中で示されて、2018、19でですね、検討課題、2020年度、21年度で運用実施というふうな方向性を持たれている事業がいくつかございます。今の回答の中にもございました中で、やはり松田町にとって一番の大規模事業であります新松田駅・松田駅周辺の整備。これにつきましては、今現在松田小学校建設事業が進んでいる途中でございます。かなり町のほうの経費的な負担としてもですね、大きい部分がございます。そこでさらに、この総合計画どおりにですね、新松田駅・松田駅周辺整備を進めていくのかというのですね、やはり町民から重視されているところではないかなというふうに思います。

まず、新松田駅北口周辺整備事業ということで、総合計画のまちづくりアクションプログラム141番にあります事業の中でですね、目標指標として、新松田駅北口周辺整備事業の進捗ということですが、2018年度からは勉強会の開催ということで、私も何回かですね、参加をさせていただきましたけれども、展示ホール等におきましてですね、勉強会を開催をされておりました。また、予定と、今後のですね、予定といたしましては、2022年度に向けてですね、再開発準備組合の設立、新松田駅北口周辺整備といたしましては、2021年度から、先ほどの町長の答弁にもありましたように、実施設計及び用地交渉を始めるという計画です。これらにおきましてですね、先ほど町長の答弁の中では、予算に余力がある範囲内で新規事業を盛り込みたいということ、総合計画におきましては、優先事業としてですね、進めていくというふうな回答がありました。ここで実施設計、用地交渉に入るということは、この事業における、もう着手をするということで、今後の過大な松田町の整備事業に対する投資のですね、も

う1本目を満たすというふうな状況かというふうに思います。新年度における予算対応はどうなっているか、お願いをいたします。

参事兼まちづくり課長 それでは御質問にお答えいたします。まず、前段から申し上げましたとおり、現在予算を策定している最中でございますので、詳しい内容についてはここでは御答弁を差し控えさせていただきますが、私どもで計画をしていますとおり、21年、22年から詳細設計、実施設計ですね、といったものを行っていききたいという考えは、今もそのとおりでございます。ただし、状況、情勢、そういったものも鑑みまして、予算のときにまた検討する課題だと考えております。以上です。

6 番 井 上 それではですね、現時点ではですね、予算編成中だということはですね、基本的なベースの上に立った質問をさせていただきたいということで、よろしくお願ひします。

まず、2021からですね、北口周辺整備に入るということは、先ほどですね、2018からですね、勉強会の開催をするということで、まず一番は地元の地権者とか関係者、あとは小田急、いろんな関係会社とのですね、理解を得たのかということが基本ではないかなというふうに思います。2020年度というとですね、なかなかそういう説明会、勉強会等におきましても、やはりコロナ禍の影響というのはかなりあったということで、そういったところに参加される方も、かなり少なかったのではないかなというふうに思いますが、ちょっと個別にですね、そういうふうな対応、地権者等に対する説明はどのような状況で行われたのか。関係者、地権者の理解としてはどのようなようだったのか、それについてお伺いをいたします。

参事兼まちづくり課長 じゃあ御質問にお答えします。おっしゃるとおりですね、コロナ禍の中で地権者の方を集めてですね、この勉強会を開催するというのは、なかなか困難を極めている状況でありました。そういった中で、戸別訪問をさせていただき、御意思を確認するというやり方と、一度9月でしたか、皆さんにお集まり頂いてですね、勉強会を開催させていただきました。その勉強会…勉強会と言うより懇談会ですね。懇談会においてはですね、さすがにずっとコロナの中で、なかなか集まることができなかつたものですから、今までの懇談会の中での最大

級の人数の方がお集まり頂きまして、ふだんの倍ぐらい、18人、19人、20人ぐらいまでの方がお集まり頂きまして、関心の高さが高まってきたのかなという認識はあります。そういった中で今後の進め方と、今現在も委託でいろんなことをやってるんですけども、今後の進め方といたしましては、御協力、皆さんの御理解を頂けて、再開発事業に取り組んでいきたいという、まず人、またその範囲を、この中である程度絞り込んでいくと。その範囲だけでやろうという話ではなくて、まずそういう御興味のある方から密に打ち合わせをさせていただいて、今度こういった区域でやっていくのかというのが、一つは集約施設のほうの関係になります。再開発事業のことですね。

それからもう一つ、今、先ほどおっしゃられた実施計画と用地買収というお話ですけども、これはどちらかというとな駅前広場の部分になります。広場の部分に関しましては、現在小田急電鉄さんと協議をしております、小田急電鉄さんにコンサルティングをお願いしてまして、橋上駅と自由通路というのをどの場所に、こういった期間で、どのぐらいの費用でできるのかというのを、現在小田急電鉄さんに委託契約を結んで調査していただいております。それを踏まえまして、来年度広場の位置が本格的に確定されます。基本設計の中である程度、バスの位置だとか広場の感じというのはもう決まっております。さらにそれをワンランク上げて、自由通路橋上駅舎がここにできてくると、ここならできるという場所に対しての広場へのアプローチを、実施設計等で行っていききたいというふうに考えています。以上です。

6 番 井 上 それではですね、戸別訪問と、9月にですね、懇談会をやられてですね、20名程度が集まったということですけども、北口ですね、今の南北通路、自由通路等ですね、町のほうの方向性ですね、考え方としてお伺いいたしますけれども、そういった小田急との協議が進んでいるということで、ではですね、地権者の了解とですね、例えばそういう小田急とのですね、委託契約から、自由通路の詳細設計、その先には今度用地交渉という、実際にかなりお金がかかる事業が待ち構えていると思います。その中で、地権者の理解、同意等があるから進めるというふうな考え方とですね、やはりその北口周辺のところで、自由通路とかですね、広場整備は、当然駅の機能としてですね、必要なので、

とりあえずそこだけは進めるというふうな考え方の下にですね、来年度以降の予算編成をされていくのかについてですね、担当課長か、担当課長にお答えできなければですね、町長のお考え方を回答頂ければと思いますので、よろしくお願ひします。

参事兼まちづくり課長　それではお答えいたします。今、井上議員おっしゃってる中にですね、実は3つの事業がその御質問の中に入っています。大きく分けて3つの事業が入っています。1つには、小田急の橋上化と自由通路の事業、それから駅前の広場、それに付随した広場を整備していく事業と、それから集約施設を建築する再開発事業、今、3つのものが一度にお話に出ています。これ、おのおの熟度が違います。それは、地権者の方も違えば、やる手法も違ってきます。

まず、橋上駅・自由通路につきましては、小田急用地内で収まるようなことを今、考えていますので、地権者と言われますと小田急さんになります。そうしますと、私たちは何が大事になってくるかという、予算を組み立てることと、小田急さんとか国とかから費用を持ってくる、費用負担だと。あとはその形によって、どれだけ皆さんの利便性が上がるのかというような計画を立てていくかということが、橋上駅・自由通路になります。これは順序よく進めていく必要があると思います。ただし、これも町だけでは進められません。小田急さんとの協議、調整というのがかなり時間がかかるというふうに考えています。

その次に広場でございます。広場については、自由通路・橋上駅舎の位置が決まってきて、詳細なその、バスはどこに停まるの、タクシーはどこに行くの、そういったことを含めた詳細設計をした中で、おおむねもともとあった基本設計の広場と、大体同じ場所になるのかなという思いはしています。そうしますと、地権者の方々は、おおむねの方が御理解を頂いている中での話だと思っています。それが基本構想・基本計画を立てたときにも、大半の方は御説明をさせていただいたときに、いいんじゃないの、計画していいんじゃないのというふうに言われております。

最後に、集約施設でございます。再開発ビル等の施設でございます。これにつきましては、組合施行をかねてから、一番最初るときから組合施行をもともと基準として考えています。そうしますと、地権者の方がどれだけ意識を高め

られて、よし、私たちやっぺいこうという機運が高まらないと、町が幾ら空回りしてもですね、これだけは進まないということだけを説明させていただきます。以上です。

6 番 井 上　　そうですね、今の地権者というのはそれぞれの、今、まちづくり課長の言う3つの事業の中で、それぞれの地権者があるということです。ただ、町のほうとしてですね、こういった重大事業をやるのに、やはりその全てですね、それぞれ3つの事業者の地権者の同意なり賛同を得てからですね、スタートをするのか。それぞれ個別に、例えば自由通路であれば小田急と、あとはJRも関係するのか、ちょっとその辺はよく分かりませんが、そういった鉄道事業者の了解を得ればできるかもしれませんけれども、でもそれはこの新松田駅の周辺整備事業として考えた場合にですね、その駅舎に伴う、駅舎関係に伴う自由通路だけの整備で、取りあえずやってしまうのか。それともそうじゃなくて、やはりその全体の集約化、集約施設の整備まで含めてですね、やることによって、松田町としてですね、人口増とかですね、松田町の活性化につながる事業になるのでやるんだよということであれば、その集約化施設の、かなり多いと思いますが、町民がその土地の権利を持ってる土地が多いと思います。そうしますと、そういう集約化施設の今後の見通しというものが、地権者が理解しないとですね、理解をしてもそれに賛同をしないとですね、集約化施設まではたどりつかないというふうに思います。本当はそこは、集約化施設までたどり着かないのであれば、自由通路の整備、広場整備、ここをどういうふうに考えるのか。それは個別でやっていくことによって、それぞれ町の活性化が図られる方向性が持てるよというふうに考えるのか、やはりその3つがセットにならないと、やはり効率がよくないのか。それに併せてですね、それぞれの3つが町の財政、将来財政推計に与える影響というものが、重要な考え方の視点になってくるというふうに思いますのでですね、再度ですね、この3つの事業がセットをして、一緒にですね、やっていくことを考えているのか。それともそれぞれで、自由通路は自由通路、広場整備は広場整備、集約施設だけということは当然あり得ないと思いますのでね、それらの先に自由通路が小田急との協議が調い、そういった委託事業も完了して、実施設計から事業へというふう

な方向性を持つのか。そういったことが回答ができましたらですね、お願いをしたいと思います。

参事兼まちづくり課長　それでは御質問にお答えします。今おっしゃられたとおりですね、どれを先にやっても、どれだけやってもという事業でないと思います。当然、駅前の広場を造れば、そこにあった商店はじゃあどこへ行くの、そういう話になります。ただし、広場の安全対策という意味では、今、町民の皆さんが御希望されてるのは、まずはあそこが危ないんだよと。歩いてて、子供連れて歩いてても、車ばかりでよけて歩くこともできない、そういった事実もあります。そういった意味では、まずは交通安全、それから地域の活性化、それから駅の南北を回遊できることによる利便性の向上という内容で、全てが連動することが一番いいことだというふうに、私どもも考えております。しかしながら、進み方の中に少しずつずれが、時期がずれていくことがあります。それはですね、また事業それぞれの進捗度合いによって調整をしながら、どれが先に全部いっちゃってもいいとか、そういうことではありませんので、そこら辺につきましては、十分地権者の御理解を頂きながら、また議会の皆様の御理解を頂きながら、慎重に進めていきたいと思っています。以上です。

6 番 井 上　はい、ありがとうございます。今は担当課長のお答えだったんですけども、町長のほうは今の新松田駅の開発事業の考え方としてですね、そういった今、担当課長から答えがあったような方向性でよろしいのかどうかについて、お答えをお願いいたします。

町 長　基本的な話は担当課長のお話のとおりで、私もいいというふうに思ってます。本当に3つの事業が並行してスムーズに行けば一番いいんですけどもね、どうしても地権者の方々の、やっぱり承知を頂かないと、御存じのように南口のような格好で、今現在も工事中という状況だと、やっぱり一番は利便性が図られたのは承知してますけども、やはり安全対策もずっとやっていきながらなので、いずれにしろああいう感じですね、ならないように、多分今の進め方は、その辺を本当に配慮しながら丁寧に進めているほうじゃないかなとは、私も思っております。いずれにしろ、地権者の方々に御了解を頂けないと進められない事業だということで考えていますので、今後も引き続き丁寧に進めていきたい

というふうに考えています。以上です。

6 番 井 上 ありがとうございます。続きましてですね、2点目、再質問の2点目です。総合計画アクションプログラムの中で、ページ182ページにおきまして、オール松田で協働のまちづくりという表題の下ですね、実行計画の中では、2021年度から推進となっている事業がですね、自治基本条例に基づくまちづくりの推進、またですね、情報共有の推進の中では、町公式サイトのリニューアルが2021年度からの運用と。また同じくですね、その下に参加、協働・連携協力の推進の中にですね、住民投票条例がですね、方針決定後、2021年度から運用となっています。これらですね、進展につきまして、来年度の予算対応等ではですね、どのように進められるお考えかお伺いをいたします。

政策推進課長 それではまず1つ目のですね、自治基本条例に基づくですね、まちづくりの推進、2020年度見直しというふうになってございます。こちらにつきましてはですね、まず自治基本条例の理念やですね、三原則ということで、町民に対する様々なですね、普及啓発、また職員の意識醸成が必要であるという取り組みのものでございます。見直し、本年度の見直しにつきましては、令和元年度より検討してきました、いわゆるスキームの具体性ですね、の施策として、人材バンク、あるいは出前講座というものに落とし込みですね、運用を来年度以降推進するというので、今、取り組んでいるものでございます。こちらにつきましてはですね、町民、議会、行政、そして全ての主体が愛町心として、地域づくりへの意識を持ちですね、この人材バンクや出前講座とともにですね、具体的な取り組みを進めていく体制を整備するというので、今現在取り組んでいるものでございます。こうした中でですね、来年度の予算につきましては、この計上のものにマンパワーで対応するというので進める予定でございます。

2つ目のですね、情報共有の推進でございます。こちらにつきましてはですね、いわゆる広報紙やですね、町公式サイトの更新ということになります。いわゆるSNSの活用のためにですね、令和元年度に設置した町のほうで情報発信推進委員会、これ町の職員でございます。今、こちらを設置をしですね、様々な取組に、町の職員が自主的にSNS等に活用する取組を始めているものでございます。

そうした中ですね、主に作成ということがあります、2020年度に作成という項目がありますので、その方たちと連携をし、いわゆる見やすい、分かりやすい、検索しやすいホームページの更新を作成したところでもございます。一部のリニューアルということで更新をしたものでございます。今、コロナ禍におきましてですね、町民の方がやっぱりいろんな施策が検索しやすいような、一括で見やすいような取組として、ホームページに今、掲載をしたものも更新の一つとして作成したものでございます。

またですね、様々な補助金や、いろんな町の制度がございます。そうした方が、町民の方がまずそこに入り込み、すぐ分かりやすいような取組をするような検索も、今現在協議をしているということで進めています。来年度につきましては、その構築を基にですね、さらなる推進をし、全体のホームページをさらに更新するというのではなく、一部一部を更新していくということで推進していくものでございます。

3つ目の参加、協働の推進につきましては、参事のほうからよろしくお願ひします。

参事兼総務課長 参加、協働、連携協力の推進の中の住民投票条例の件でございますけれども、住民投票条例につきましては、個別の制定と、常設の制定という2種類がございます。その中で、それぞれメリット、デメリットがございますので、その辺はちょっと検討をしながら今後ですね、進めていきたいと考えております。以上です。

6 番 井 上 このですね、182ページのところの部分については、今、説明頂いたとおりですね、マンパワー、町職員ですね、運用ですね、行っていくということで、住民投票条例のほうは、すぐということではないということで、ただこれは条例制定をするかどうかということで、これもですね、職員のほうのマンパワーで達成をするということですので、予算にはですね、あまり、ほとんどかからないことですね、総合計画の中の運用に進んでいくというふうに理解をいたしました。

では最後にですね、3点目となりますが、ちょっとページをまた戻りまして、アクションプログラム、131ページの中にですね、観光の振興がございます。

実行計画の中では、農泊の推進というのがですね、この133ページの実行計画の中にございます。2021年度からの事業実施となっております。この農泊施設というのはですね、今回12月定例会の中で旧安藤邸のですね、指定管理者の指定が上程をされています。農泊事業へと、今年度指定管理者の指定をして、来年度からですね、事業展開をされていくというふうには理解をいたしますが、まずはですね、やはり行政でのですね、実績というものがほとんどない農泊事業の展開の中で、やはりその施設だけをですね、事業者へ指定管理委託計画をするだけではですね、今後の農泊事業の進展についてですね、どうなのかなというふうに考えます。やはりこの旧安藤邸という施設を核にするのであろうけれども、やはりその地域、寄地域の対応というものが伴っていかないと難しい。やはり松田町の活性化、寄地域の活性化のためにはですね、やはりある程度のボリュームを持った農泊事業としていくためにですね、どのようなことが必要になってくるかというのを、当然もう来年度からの事業実施に際しては、担当課、町の考えがあると思います。

また、近隣のですね、町の動向等もですね、私のほうでも聞いていますけれども、やはり農泊事業で学校の修学旅行等をですね、ターゲットとするということであると、なかなか一つの町だけでは利用者数の上限というのが厳しいところがあるということも聞いています。そういった中で、近隣とのそういった情報交換なり、今後の連携というものが、どういうふうを考えられているのかについてお伺いをいたします。

観光経済課長 それではお答えをさせていただきます。このたびの議会に提案させていただいております安藤邸でございますが、御指摘のとおりですね、町としての農泊の実績がないということは、この指定管理者の選定の中でもですね、やはり一つ議論となっております。そういった中では、また、この議案のときに御説明申し上げますけれども、例えばそういった古民家を、古民家の再生協会、全国的に展開しているような協会のアドバイスですとか、こういったノウハウを持っているところとですね、連携をすることということが、ひとつやっていくということをお伺いをしてございます。

2点目につきましては、地域における連携でございます。農泊事業、この事

業を前身としましたYHVの推進の事業から始まっております。そのような中で、地域の有志の方々がこのたび、名称を「寄アクティビティ会」という名前の中で、地域の資源をいかに商品化するかというところで、非常にいろいろ取組をなさってます。特にこういったところともですね、この安藤邸に関しては連携をしながら進めていくということでございます。

あと3点目、広域の御指摘もございました。広域連携につきましては、今、議員おっしゃったとおりですね、近場でいけば大井町でございます。大井町につきましては、川崎市の教育委員会、ここら辺とうまく連動しているというふうにお伺いしておりますが、そこから例えばミカンの収穫も含めたですね、いろいろな体験が非常に成功しているというふうに聞いてます。この話は、当然早くから聞いておりましたので、先ほど申し上げた地域の寄の方々をですね、視察に行かせていただいたり、情報共有をさせていただいております。また、修学旅行というのもこのコロナ禍でですね、いろいろあろうかというところありますが、こちらについても大井町、また積極的な営業活動をしているというふうに聞いてます。そこら辺を参考とさせていただきながら、かつですね、行政間でもですね、担当者レベルでいろんな情報交換をして、大井町も大井町だけではなかなか受け切れない。松田と一緒にやっついこうというようなお声がけも頂戴しているところでございますので、やはりこの古民家安藤邸だけに限らずですね、寄地域には民宿組合さんもございます。いろんな方の連携を、ぜひ御協力を賜りながらですね、進めていきたいと考えております。

6 番 井 上 ありがとうございます。寄地域ですね、地域との連携の中で、寄アクティビティ会ですか。そういったところがですね、取り組んでいるということで、この辺とですね、実際に農家民泊を行う上でですね、様々な問題があるというふうに思います。ここで指定管理者の指定、旧安藤邸指定管理者の指定という上程がされますけれども、内容的にはですね、やはりすぐに4月から事業を投げるのではなく、やはり行政主導の中でですね、そういったこれからの予算編成の中も関連をしていきますけれども、その辺をですね、ちょっとコロナ禍で、じゃあどれだけ宿泊のお客さんが来るのかという問題もありますが、一応考え方の中でですね、今後ともですね、やはりこういった初めての事業というのは、

なかなかその最初のステップを越えていくというのが大変苦労される、担当も苦労されますし、またこの指定管理者の受託者、受託者のほうもですね、苦労をされるというふうに思います。やはりいい方向性を見いだすためにはですね、先ほど広域連携の話も、大井町という名前も挙げていただきました。そういった先進地も近くに、本当にそばに、隣町としてですね、あられるということですので、そういったところのノウハウをですね、十分につかんでいただいて、今後の農泊事業について取り組んでいくことが必要だというふうに考えますので、よろしく願いをいたします。

それでは以上でですね、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第4号、井上栄一君の一般質問を終わります。

録画の操作の間、少しお待ちください。

受付番号第5号、内田晃君の一般質問を許します。登壇願います。

3 番 内 田 それでは、議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。受付番号第5号、質問議員、第3番 内田晃。件名、令和3年9月町長選挙に対する考えについて。

要旨。本山町政が誕生してはや7年が経過したところであります。この間、若い発想力とフットワークのよさから、国・県等の補助金を有効活用し、様々な事業を展開されてこられました。子育て世代の方々の定住を図った町屋地区の住宅建設、河内地区に新たな町営住宅を建設、旧土木事務所跡地の利活用、また、町民文化センター補修事業、これについては賛否様々な意見がありましたが、町長の取組には一定の評価をしたいと思っております。

ここで町長にお伺いさせていただきます。来年9月には町長選挙を迎えますが、町長は3期目を目指して立候補するお考えはあるのか、明確にお答え願います。以上です。

町 長 内田議員の御質問にお答えをいたします。答弁書がなくて申し訳ございません。

この御質問頂いたので、私も真摯に、ああ、もうそういうタイミングといましようかね。一番初めに思ったのは、えらく早くにこんな質問が来たなとい

うふうに思ったんですけども。町民の方々の代表としてね、質問されるということは、周りの方々が多分興味を持ち始められたのかなというふうに感じて、真摯に受け止めているわけですけどね。3年と2か月ほど前に出したリーフレット、一般的に言うとマニフェストだと言われるような話もありますけど、それを読み返すと、やはりまだまだできてないことが多々あります。要はそれだけをやって行って選挙公約を達成したなんてさらさら思ってもないですので、ほかのこともたくさんやらなきゃいけなくて、それに伴えば当然財源が必要にもなってきて、本当苦勞…苦勞というか、私よりも職員の皆さん方が大変苦勞してここに、私の今の立場をキープさせてもらっているんだろうなというのは、いろいろと本当に考えさせていただきました。

そういった点でいくと、個人的な性格もありますけどもね、自分のことを先に考えちゃうと、何か、町民のためというよりも、自分のことに対する何か政策だとか、何かをどうもやってしまうんじゃないかという思いがあっただすね、今は約束した内容にぶれることなく、やっぱり一つ一つ、やっぱりやっていくのに集中もしていきたい。また、コロナ関係の対策の中で、皆さんが本当に困っているのに、自分のことを考えているような暇はないというか、もう本当に失礼なことだろうなということも思いながら、いろんな意見があるにしても、今、3期目がどうかというよりも、今できてないやつが3期目の夢を語っている場合じゃないだろうなというふうなのがありますので、2期目でできなかったやつが3期目に出て何ができるかという声も多分あると思います。ですから、今の段階では、今約束したこと、もう既にちょっとどうしても湯の沢の辺りの道の駅というものについてはなかなか難しいところがありますけれども、それ以外についてですね、達成ができるように、100点は取れるように努力はしますが、100点じゃなく、いろいろ総合的に皆さん方から評価していただけるようにですね、しっかりとやって、それなりのしかるべきのときに、当然行政の継続ということもありますし、それは私だけじゃなく、先ほど来ありますように、第6次総合計画をしっかりと担っていただける方が次の4年間を担えるようなことになろうかと思えますから、その辺のときにいろいろと、自分の進退について判断をしたいというふうに思っています。昨日からなかなか

か御飯も通らずにですね、今日立っているの、ここら辺で勘弁していただければと思います。以上です。

3 番 内 田 町長、御答弁ありがとうございました。何か苦しい胸の内を語ったようですが、私も今回答弁書をもらっていないもので、町長がどのような答弁するかによって再質問を考えなきゃいけないということで、ちょっとなかなか難しい面があったんですけど。正直、今の段階ではね、そのような御答弁になるかなというのは予想はしておりました。まだ10か月近くある時期ですので、正直、ちまたでは町長選挙の話も、誰かほかに立候補するよううわさも具体的には上がっていないところですが、再度町長に御質問させていただきます。町長は以前から自分は町長を3期務めたら辞めるというような話をされていると伺っておりますが、それは事実でしょうか。

町 長 私が申したのは、町長という役職をやっばり長く続けると、そこにやっばりしがらみがあったりだとか、弊害が出てくるのではないかというふうに諸先輩たちから学ばせてもらったところもあって、私自身が辞めるとかということよりも、町長さんという人は、やっば3期12年という一つの区切りをつくったほうがいいということで、任期をですね、多選の自粛条例を皆さん、議会の皆さん方に御理解を頂いて制定したということで、私はそういうふうに承知しているというか、自分自身がそういうふうに思っています。以上です。

3 番 内 田 ありがとうございます。そうですね、今そういうふうな形でね、自分の意見というかね、そのようなことという話になるんですけど、もし今言った町長が来年の9月と、その次にとかいう話になったときに、自分が立候補することないから、もう3期でおしまいだよというような話をした場合ね、現在まで町長を支持してくださった皆さんに対して御理解を得られるのかなという、ちょっとそういう心配もございますし、先ほど町長が言いましたように、御自身の出处進退はその時期の状況で考えればいいと思っているということでよろしいでしょうかね。お答えになります。ちょっと難しいかな。

町 長 例えば条例は、やはり我々行政でやってる、もしくは…のところで言うとやっばルールでしょうから、もうそのルールがある以上、長くやって、その条例違反までしてですね、やるというふうなことは望ましいとは思ってません。そ

れ一つですね。あとは全体的に、もう自分の今後のことについては適切なときに判断させていただきたいと思っています。以上です。

3 番 内 田 分かりました。それでは、最後になりますけど、今現在、町では小学校建設が始まったところでございます。莫大な予算をかけて造った事業となっておりますが、町長は無事に工事が完了し、新たに開校するまで見届ける責務があると私は思います。以上なことを踏まえて、来年の9月に立候補するお考えというのを最後にお尋ねして、質問を終わりたいと思います。

町 長 見届けるタイミングとかその辺は、やっぱりこういった立場でいる以上はですね、町民の方々のやはり御理解と御指導は頂かないと、自分が自分がというわけにも、ずっといれるわけじゃないので、まさにね、学校建設について見届けるという話はどこかの課長さんにもしたような形がして、私にブーメランが返ってきたなと思っているんですけども。可能な限りはですね、そういう思いがあったにしても、やっぱりそれ時々だと思うので、そこで御判断させていただきたいと思います。以上です。

3 番 内 田 町長のお考えはね、今の御答弁でよく分かりました。今現在ね、明確に、するとか、そういうお答えはもらえなかったものでね、また時期が来ましたら質問をさせていただきたいと思います。これで終わりにします。以上です。

議 長 以上で受付番号第5号、内田晃君の一般質問を終わります。

録画の操作の間、しばらくお待ちください。

受付番号第6号、中野博君の一般質問を許します。登壇願います。

8 番 中 野 それでは一般質問をさせていただきます。なお、コロナ禍の中でございますので、申合せにより端的に行わせていただきたいと思います。

受付番号第6号、質問議員、第8番 中野博。件名、町営住宅の空き家状況を問う。

要旨。空き家となった住宅は防犯上からも、衛生面及び美観的にも好ましくありません。空き家となって長い間放置されているままになっているものもあるようですので、次の2点についてお伺いいたします。

(1) 再入居のない一戸建ての取り壊しの基準は。

(2) 取り壊し後の町有地の利用計画、いかがでしょうか。

以上、2点についてお願いをいたします。

町 長 それでは、中野議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず1点目の御質問についてでございますが、令和2年11月現在の町有地内にある木造平屋戸建て住宅の空き状況でございますが、仲町屋住宅は4棟中1棟、沢尻住宅は10棟中5棟、中河原住宅は13棟中1棟が空き家となっております。毎年国の交付金を活用しており、今年度は補助金の限度額により、このうち仲町屋住宅の1棟、沢尻住宅の1棟、中河原住宅の1棟、合計3棟を取り壊し予定として準備を進めているところでございます。

議員御質問の一戸建ての取り壊しの基準についてでございますが、一戸建ての住宅については昭和40年代の建築物であり、耐震性もないことから、現入居者の退去後は入居者の募集は行わず、原則取り壊しということを行っています。取り壊し物件については、退去順を基本としておりますが、防犯上や衛生面など、近隣への影響等を考慮しながら、取り壊し物件を決定しているところでございます。また、取り壊しにかかる費用につきましては、1棟当たりおおむね130万円程度の費用がかかるため、例年、国の社会資本整備総合交付金を活用しておりますが、町への配分金にも限度があるため、毎年2棟から3棟の取り壊しを行っているところでございます。

次に2点目の御質問にお答えさせていただきます。未利用地の町有地や市街化区域等の空き地などの解消を含め、民間事業者等のノウハウや技術力を導入し、人口減少対策並びに町民税等の自主財源の確保に向け、住宅地等の誘導を進め、計画的かつ積極的な有効活用を進めていくこととしております。さらに、新時代に向けた積極的な土地利用の推進として、民間活力の導入により、町民ニーズに対応した新時代の土地利用を進めることといたしております。今後少子高齢化が進み、子育て世代の生産年齢人口の減少による自主財源の町税収入の落ち込みや、社会消費関係の増加により、町の財源が厳しくなることが予想されております。

このようなことから、町有地の町営住宅の跡地利用については、居住者への移転交渉と並行に、その土地の周辺環境に伴う課題や特徴などを考慮し、民間事業者からの様々な高度利用の可能性を調査して、原則民間へ土地の売却や賃

貸を行い、民間の独立採算事業として住宅地等の誘導を進め、その収益等による財源及び土地や建物の固定資産税、町民税等の自主財源の確保を行ってまいります。ただし、目的を達成するまでには時間を要することから、取り壊した後の土地については、草刈りなど定期的な管理を行い、また、地元住民の方々において駐車場として利用したいなどの要望があれば柔軟に対応してまいりたいというふうに考えております。引き続き未来を見据えた町有地の有効、利活用について、人口減少対策、地域活性化、良好な居住環境の形成支援につなげるため、新年度予算において、より具体的な計画を策定し、計画的かつ積極的な有効活用を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

8 番 中 野 本来ならば再質問はしなかつたと思っておりましたが、2点だけ簡単に行わさせていただきますと思います。

今現在、松田町にあります町営住宅と表されるものは92戸と聞き及んでおります。そのうちの木造平屋建て、戸建てですね、この7戸が空き家というふうになっております。そして、この空き家となって取り壊しの基準はということですが、退去順ということが基準となっているようですが、私の知り得る限りでは、本当にその退去順になっているのかなという懸念もございます。と申しますのは、空き家になってから既に2年、3年と経過してしまっている戸建てもあるようで、そしてその戸建てはもはや人の背丈以上の草に覆われ、また、つるやツタや、それが絡んでいまして、ととてもとても、ここに住宅があったのかと思えるような、そんな幽霊屋敷のような形になってしまっておるものもございます。

そして私は、これは防犯上並びに美観上、決して好ましくはありませんというふうに思うわけですが、何よりも今、はやっています、世界中を震撼とさせていますこのコロナ、そしてSARSとか、世界を震撼とさせてきましたウイルス、これは、その多くの原因はこの小動物に、そこにすみついている小動物によってなされてしまっているというふうなのが過去の事例でございます。一旦空き家になりますと、この松田町には山つき、川つきということで、小動物がいっぱいすんでおります。例えば町営住宅の屋根裏にすぐさま、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ等がすみついてしまいます。多分、今、木造

の平屋建ての住宅が一番数多くあるのは、私が住まいしておる中河原住宅、13戸ございます。そのうちの1戸は、もはや私が今申しましたとおり、幽霊屋敷となっております。これももう2年、足かけ3年ぐらい空き家というふうに、歴然としてから3年が経過しているのではなかろうかと思えます。当然のことながら、夜な夜な、その周りはハクビシン、タヌキが徘徊をしております。したがって、美観的にも防犯的にもよろしくはないとは思いますが、それ以上に、この小動物から来る病原体、来ないかもしれませんが、その恐ろしさのほう先立ってしまうわけでございます。国の補助金を頂いてやっているから、年間当初予算では250万ぐらいを見込んで2棟、その程度かなと思えますが、できるならば、病原体がもたらす小動物がすみつかないうちに、前に、空き家となったものはどんどんどんどんと、次の入居者は公募しないということであるならばなおさらのこと、取り壊しをできないものかなというふうに思えます。

それで、国の予算が頂けないから2戸、3戸ということではございますが、私は、ちまたのうわさです。2年、3年放置されている町営住宅、どうして取り壊されないのか。ちまたのうわさによりますと、いや、あそこはまだ住まなくなってからも家賃収入がしっかりと納められてしまっているから取り壊しできないんだよというふうな、これはあくまでうわさですが、そういったことも聞いております。しかしながら、町営住宅条例46条には、町長はですね、入居者が違反をしたときには退去を請求することができるというふうになっております。その4項には、正当な理由なくして15日以上その住宅が使用されていないとき、15日以上使用された形跡がないときには、町長は入居者さんに対して明け渡しを請求することができるというふうになっておりますが、多分この条例を執行したことがあるかどうか、多分なかろうと思うんですが、課長、どうでしょう、過去に条例執行されたことがございますか。

参事兼総務課長 今、中野議員の御質問の住宅の明け渡し請求ということでございますが、今のところ、私の知っている範囲では請求した事実は、私は…。

議 長 ちょっと声が小さくて聞こえませんが。

参事兼総務課長 請求した事実につきましては、私が知るところはございません。以上です。

8 番 中 野 そうだと思います。多分そういった条例の執行は、私も松田町に住んで45年

なりますが、そういったことは聞いてもおりません。

それですね、この答弁書が、現在1戸取り壊すのに130万円ほどかかりますよということでございますが、これまた私の記憶するところに、10年くらい前のときですから、60万、70万、この半分で取り壊せたんじゃないかなろうかなと。それは物価の値上がり等、いろいろな世間情勢もありますが、しかし、それだけではなかろうかと思えます。多分、この130万もかかってしまう理由、たかだか4畳半と6畳1間の小さな戸建ての町営住宅がどうして130万もかかるのかといいますと、それは退去していった者が家の周りにがらくたを置く、また、増築をしたプレハブはそのまま残していく。そして、それを御親切に町側は業者に依頼して、その分までの費用がかかってしまうから130万ということになってしまうのではなかろうかと思えます。これまた町営住宅の条例48条3項に、退去する者は決められた期限内に原状復帰並びに増築した部分においては自らの費用で撤去をしていかなければならないと、条例にうたわれているわけでございますが、これもまた再度聞きます。果たしてこの条例どおり、過去やってきましたでしょうか。

参事兼総務課長 ただいまの質問でございますけれども、特に内容物につきましては退去される住民の方とお話をしながら、なるべく持って行っていただくような形を取っております。また、増築した部分につきましてはですね、今のところその部分についての解体というのは、こちらでやっているような状況でございます。以上です。

8 番 中 野 解体工事は町側が見ているということですか。そうですね。そうですね。非常に私は甘いと思えます。と申しますのは、町営住宅に入居するというと、多分民間のアパートや戸建ての家賃といたら、あの程度と言ったら失礼なんです、あの程度じゃとてもとても入居できないかと思えます。それで、したがって何十年も非常に入居されてきた、町営住宅にお住まいされてきた人たちはそれなりの理由があつてだとは思いますが、非常に町の恩恵を受けてきた人たちばかりかと思えます。こんな話をしては大変いけないことかもしれませんが、事実をお話ししますと、お父さん、お母さんが町営住宅にずっと住んで、家賃のかからない、大したかからない町営住宅に住んでい

て、子供たちには一戸建ての家・土地を買い与えているというふうな事例もあるようではございます。したがって、私は弱者救済は世の常。だからやれとはいうんではなくて、この48条の第3項の、やはりこのことだけはしっかりと執行を、執行をしていかないと、一般の町民の税金を使って取り壊しているというふうになってしまうので、この辺のところはきっちりと厳しくやるべきではなからうかと思いますが、課長、いかがでございましょう。

参事兼総務課長 中野議員おっしゃるとおり、48条第3項で、入居者は町営住宅を模様替えし、または増築したときは第1項の検査のときまでに入居者の費用で原状回復、または撤去を行わねばならないという記載がございます。ここにつきましてはですね、今後そのような状況の中で、入居者の方と交渉していきたいと考えております。以上です。

8 番 中 野 ぜひそうしていただきたいと思います。時間が来てしまいましたので、土地の有効利用、活用は、民間等の活力等を利用して、有意義に、スピーディーにやっていただきたいと、そのことだけは要望をしておきます。以上、終わります。ありがとうございました。

議 長 暫時休憩します。14時25分より再開いたします。 (14時16分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (14時26分)

受付番号第7号、平野由里子君の一般質問を許します。登壇願います。

4 番 平 野 では、議長のお許しを得ましたので、質問させていただきます。受付番号第7号、質問議員、第4番 平野由里子。件名、コロナ禍での第6次総合計画の進捗状況について。

要旨。新型コロナの感染者数は落ち着くどころか、再び増加傾向にあり、警戒態勢は当分続くものと考えられます。この状況の中、まだ2年目の半ば過ぎである第6次総合計画についてお尋ねいたします。

(1) 基本構想・基本計画で大きな影響が出るものがありますか。

(2) 質の高い学びを掲げてICT教育の充実に取り組んでいたことで、小・中学校の一斉休校中のオンライン学習が実現できましたが、情報モラル教育についてはどうなっていますか。

(3) 男女共同参画・女性活躍の項目の進捗はいかがですか。これらの土台

として、女性にとって安心・安全な環境を整える施策は推進できていますか。

以上、よろしく申し上げます。

町 長 それでは、平野議員の御質問について、1つ目と3つ目は私が先に回答させていただき、その後2つ目を教育長が行うことを御承知願います。

それでは、1つ目の御質問についてお答えいたします。第6次総合計画における基本構想は町の将来像を、「いのち育み 未来へツナグ 進化つづける故郷」として、笑顔あふれる幸せな町 松田となるべく進め、基本計画では、町民の思いや夢を形にする道しるべとしていくための計画であるとともに、将来像をゴールとして、命の大切さを第一に、全ての町民の幸福と未来の町へつなぐための計画としております。

さて、第3波と言われる新型コロナウイルス感染症の影響により、終息時期がさらに不透明になり、安全で安心な生活の見通しが立たない状況が続いておりますが、本町においては住民の皆様方の御理解と御協力を賜り、町民の生活や地域経済を守るための感染症拡大防止対策や経済対策などに積極的に取り組んでいます。また、国や県の事業に加え、町独自の事業も併せて、多様な命を守ることを第一に考えた取組を推進している結果、総合計画における基本構想・基本計画については、現在のところ、コロナ関連での大きな影響は出ておりません。

一方、この新型コロナウイルス感染症拡大の第3波が来ている状況を鑑みますと、経済の落ち込みによる町税等の収入が減少することも予測されることから、令和3年度以降の予算組みにおいて影響が出る可能性を否定できませんし、町が単独で行う事業だけでなく、民間事業者との連携によって行う事業については、事業者の意向など、尊重すべき事態になることも予想する必要があります。そのような場合によっては、第6次総合計画において推進する事業であっても、一部見直しを行うこともあるかもしれません。今後歳入予定の予算の範囲において、しっかりと優先順位をつけ、効率的で適切な住民サービスの増進を図ってまいりたいと考えております。

次に3つ目の御質問にお答えをさせていただきます。議員御指摘のとおり、女性にとって安心・安全な環境整備が必要であると私も理解しております。男

女共同参画プランの重点施策として掲げている、安全・安心な暮らしの実現については、DVの防止や各種ハラスメントの防止、困難を抱えた女性等への支援、生涯を通じた健康支援などに取り組むこととしております。この施策を実行するためには、性的暴力などを含めた女性に対する暴力をなくしていくことが、男女共同参画社会を形成していく上で必要不可欠なことであります。

そこで、本町はその克服すべきことに対する現在の取組といたしまして、暴力防止に関する意識啓発や女性相談、2つ目に人権課題の理解・推進、3つ目に生活保護に関することなどについて、まずは町民に近い存在である町子育て健康課や福祉課が窓口となり、安心・安全な環境に配慮して当事者と直接相談等を行い、対応しております。その後、具体的な内容によって、国や県、女性団体などの関係機関と情報提供、情報共有をしっかりと行った上で、適切な対応と対策を進めております。また、女性共同参画社会を形成していく上で、県等主催のメンタルヘルス研修やワークライフバランス等の研修などに参加し、町民福祉の増進に取り組んでおります。

そのほかの取組といたしましては、子育て支援へのサービス及び子育て関連施設の充実があります。一時預かり事業やファミリーサポートセンター事業など、利用者のニーズに合わせたサービスを継続していきます。また、乳児家庭全戸訪問や養育支援家庭訪問事業、ママと子供たちのセミナーなどにも取り組んでおり、仕事と介護、子育て等が両立できる環境整備に向けた制度等の周知や、働く人の視点に立った働き方改革など、継続的かつ計画的に推進してまいります。

引き続き女性にとって安心・安全な環境整備に取り組んでまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。私のほうからは以上です。

教 育 長 平野議員の2点目の御質問に、私からお答えさせていただきます。

情報モラルとは情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度として、他人への影響を与える人権、知的財産権など、自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持つことや犯罪被害を含む危険の回避など、情報を正しく安全に利用すること、コンピューターなどの情報機器の使用における健康との関わりを理解することが大切であります。そして、この情報モラルは学習

指導要領において言語能力、情報モラルを含む情報活用能力、問題発見、解決能力等の学習の基盤となる資質・能力と位置づけられております。

この内容を踏まえ、子供の発達の段階に応じた情報モラルの必要性や具体的な指導については、文部科学省の教育の情報化に関する手引及び松田町教育委員会が作成した学校の情報化ガイドラインに基づいて、各学校の実態に応じた指導が行われております。御承知のとおり、松田町ではコロナ禍による一斉臨時休業により、オンライン学習を推進してまいりました。これに伴い、タブレット端末を家庭へ貸し出すことも進め、子供たちの学びを止めない工夫をしてまいりました。当然、オンライン学習を含め、ICT機器の活用において、学校内とともに、家庭においても情報モラルについて指導していく必要があります。

そこで、松田町の現状の取組といたしまして、まず学校のタブレットを貸し出す際に、「松田町立学校タブレット活用のルールについて」を家庭に配付し、安全に使用できるよう、指導の徹底を図りました。家庭学習でのICT機器の活用も、一斉臨時休業期間中に作成しましたオンライン学習マニュアルの中でオンライン学習の心構え、リアルタイム学習のときの注意、著作権についての注意といった項目により、情報モラルについての指導を行っております。

そのほか、各学校の具体的な取組といたしましては、年に1回携帯電話会社や松田警察署、スクールサポーターを講師に招き、インターネットの安全な利用について講話を頂いております。また、毎年12月の人権週間に合わせて、いじめ防止とともに、情報モラルについても指導しております。さらに、授業の中では特別の教科、道徳の教科書に掲載されている情報モラルに関する教材を活用した授業を行ったり、日々の授業でタブレット端末を使用する際も、情報モラルに留意しながら指導しております。保護者に対しては、懇談会等の機会を活用して、情報モラルについて、子供の実態や学校の対応について説明し、家庭での指導についてお願いをしております。

今後国のGIGAスクール構想により、松田町においても各小・中学校の児童・生徒に対して1人1台の端末が配備され、ICT機器を活用した教育活動をさらに推進していきます。学習の基盤となる情報活用能力の育成に向け、情

報モラルについても継続的に指導してまいります。以上でございます。

4 番 平 野 丁寧なお答えをありがとうございます。一つ一つ再質問をさせていただきませんが、まず1点目の全体的な計画の中でということですが、今のお答えの中では大きな変更が出るようなことではなく、町税収入によっては予算組みの中で何か見直しがあるかもしれないというようなことで、私もそうではないかなとは思っておりましたが、一つやはり気になっていましては、商工業や観光振興などでの面なんですけど、やはり、松田は割合とコロナのせいにしないで、なるべく工夫をしていろいろな、文化祭もそうでしたが、お祭り関係もなるべくやろうとしている姿勢が見えてよいなと思っているんですけど、もちろん感染対策をしっかりしてやっていただきたいんですが。このコロナの影響が当分続くと思われる中で、観光のあり方というのは全国的にきっと変わってくるんだろうと思います。名所旧跡に大型バスで押し寄せるような、そういうやり方がだんだん成り立たなくなるんだろうなど。そうするとやはり、先ほど田代議員とか井上議員もそうだったと思うんですが、農泊であるとか、別の形の観光ですね。ゆったりとした滞在型であるとか、現地の方と交流型であるとか、体験型ボランティアツーリズムなど、そういったものが可能性が見えてくるのかなと思いますが、こういう時代、やはり種まきのときではないかというふうに考えるんですが、何かそういった、そういう種まきの何か事業が見えているものがあるんでしょうか。

観 光 経 済 課 長 ただいま御質問頂いたのは、今後ウィズコロナの世の中で観光の新しい側面ということが最後のお話かと思えます。イベントにつきましては、今議員がお話を頂いたとおりですね、今後、今、きらきらフェスティバル開催中ですが、ロイバイまつり、桜まつりは当然今後の状況を見定めながらではありますけども、前向きに、関係団体の方で開催に向けての準備を鋭意進めていただいております。

今後こういったこのウィズコロナでどう考えていくか、新たな生活様式、どれだけ新しい展望ができるかということですが、やはりキーワードは今おっしゃっていただいた滞在型、体験型、こういったものが一つあるのかなと。プラス、求めるものとして、単なる観光ではなくて、やはり生涯学習的な

というかですね、自分の教育的な側面も含めたものに、より価値が高まっているように感じてございます。ただですね、まるっきり新しいものをここで生み出すということではなくて、従来からあります町の資源、これをですね、どのように新しいこの時代に即していくか、新しいニーズ、価値観にフィットさせていくか、こういった視点でいろいろなトライを進めていきたいと考えているところでございます。ちょっと具体的なこの事例というところは今はっきり申せませんが、大きい方向性としてお答えさせていただきます。

4 番 平 野 今すぐに事例をという、ちょっと私もむちゃぶりをしましたけども。先ほど農泊のことでかな、近隣の町もいろいろなね、準備をして営業をかけているというようなお言葉もあったんで、本当にそういうふうに種をまいていられる近隣の市町もあるようですので、しっかりといろいろな情報を入れながら連携して、ぜひ可能性を耕していくときかなと思いますので、ぜひお願いいたします。

それでは、1番に関してはこのぐらいにして、2番のことなんですけれども、このタブレット、学校で使っているもの、あとは家で個人で使っている情報端末など、子供たちは本当にもうインターネットの世界に接触しているということで、これはよい情報も悪い情報も、本当に接触、いつでもそこにあるということなんです。それで情報教育が不可欠だなというふうに思っているんですが、町では本当に基本的なところは押さえて、マニュアルなどでやられているということで、一安心はいたしましたけれども。一つ、内閣府のちょうど令和2年3月に出てる統計がありまして、10歳から17歳、93.2%がインターネットを利用している。そして、これはそうだろうなと思ったんですが、9歳以下では57.2%というふうな数字が上がっておりまして、これももちろん保護者との兼用の機器ということなんですけども、保護者との兼用の機器が87%と書いてあって、じゃあ、残りは自分のを持ってるということって、ちょっとびっくりしたんですけども。本当にそれが現状だと思うんですが、松田ではこうした調査はしたことがあるのでしょうか。何か子供の、例えば保有率、その使用目的とか、あとトラブルに巻き込まれたことがないか、あるいは危険を感じたことがないか、あと、いじめの調査はされていると思うんですが、

それでインターネットやSNS関連の原因というものが把握できているのかどうか、その辺の調査がもしされていたら教えてください。

教 育 課 長 ただいまの質問、携帯電話、スマホの所有率なんですが、令和2年11月現在の調査をしたことがございます。携帯電話、スマホの所有率は、幼稚園児で0%、小学生は約32%、中学生は約79%でございました。SNSのトラブルにつきましては、やはりこの携帯電話、スマホを所有しているお子様が多いということで、どの学校においてもSNSのトラブルは発生しております。

具体的なものは、ある特定の子供の悪口を言うためにグループのSNS上に立ち上げるという事案がございました。しかし、現在は該当児童・生徒に対しまして、担任教師などから説明を十分に行い、保護者にも十分に行い、加害児童・生徒にも指導を行って解決済みでございます。

あと、目的につきましては詳しく調べたことはございませんが、やはり周りの子供たちから聞いた話では、塾に行くとか、あとは習い事をしているとか、活動している中で、やはり親御さんも心配であるということで持たせているというような状況であるというふう聞いております。

4 番 平 野 目的に関しましては調査ではないということで、親子のコミュニケーション、連絡ということが持たせる目的だったとは思いますが、恐らく子供たちの一番の目的は動画視聴、それからゲームではないかなというふうに思いますけれども。その辺はまた調べていただきたいなと思っているんですが。

やはり小学生で32%というのは、ああ、これは専用の機械がということですよ。これはなかなかの数字ではないかなとちょっと思います。幼稚園児では、本人に持たせるのは0%ということで、ちょっと安心しましたが、でも、親の機械を使って動画視聴をされている幼稚園児は幾らでもいるということもありまして、ちょっとここは油断できないところもあります。やはり、小学校高学年以降からではちょっと遅いかなと。幼稚園も必要に応じてちょっとこういったことがあるよと、使ってしまうことをやめろということとはできないので、そういうことがあるよということは折に触れ、ぜひ教育をしていただきたいなと思っております。

それから、教職員の研修なんかもマニュアルがあるということなので、きつ

とやられているんだろうなと思うんですが。文科省のホームページに情報教育推進というページがありまして、そこに情報モラル教育の充実というところに、児童・生徒向けの資料というチラシがあるんですね。これはお使いになったことがありますでしょうか。何か低学年用、それから高学年用、高学年と中学生用、あと高校生用、何か年齢に応じて書き方、内容はすごく似ているんですが、書き方をものすごく工夫してやっているんですが、こういったものは御利用されたことがありますでしょうか。

教 育 長 文科省等からの通知とか、あるいは情報提供というのは教育委員会通してこちらのほうにも来ております。それを必ず学校のほうには提示しておりますし、学校のほうで有効活用してくださいということでは指導のほうはしておりますので、学校のほうも折に触れてこういった資料等は使っていると思います。以上です。

4 番 平 野 恐らくは使われているということで、私もそういうふうに願いたいんですが、こうしたものもあります。そして、本当にね、配るだけではなくて、先ほど年1回講師をちゃんと呼んでいられるということでしたので、ぜひその辺のところは続けていただきたいなと思います。そしてその幼稚園児からというのをちょっと一度考えていただければなと思っております。

あと、やはり保護者がね、大事だということも教育委員会のほうでも分かっている感じで、懇親会するときなどにやっているということだったので、それはよかったなと思います。やはりこれも先ほど言った文科省の調査の中でも、約8割の親、親御さんが何かしらの情報モラルの学習を受けていると。そんな中でやっぱりPTAとか保護者会で受けたというのが7割ぐらいいらしたということで、やっぱりそういう機会がとっても大事だと思います。ただ、10歳未満の親になってくると、そこがちょっと少なくなってきた、実は6割近くがテレビや本やパンフなどで自習したというのがあったんで、ちょっとここはやはり、ちょっとおろそかになりがちなところなので、ぜひ低年齢の親に対してもこういった機会を使っていただければなというふうに思います。その辺はよろしくお願いいたします。こうした怖い面がいっぱいあるというところを強調してしまいましたけども、やはりオンライン学習はとても有効だと思いますので、ぜひ

ひこのまましっかりと取り組んでいただきたいと思います。

不登校の子供に対する対応ということも、以前このオンラインが始まったとき、私たしか全協でもちょっと聞いたような気がするんですが、もちろん使っていくことになりますというようなことはおっしゃっていたと思うんですが、オンライン学習でそれを出席にするかという、その辺の扱いはどうなっていますか。

教 育 課 長 新聞報道では出席という、学習…授業をやった場合は出席ということも考えられるということで、それは学校長の判断ということで書いてありましたが、松田町の場合はまだ授業までは行っておりませんので、出席扱いということとはしていません。休業中のときは出席扱いということではしていませんでした。

4 番 平 野 ここはちょっと取り組んでいただきたいところかなと思います。私自身も大学のほうでオンライン学習ちょっとやっておりますけれども、いろんな工夫をして、本人が習熟度を達したかどうかというのはオンラインでもかなり確認ができるように、幾らでもできるというのが分かりましたので、その辺のところをちょっと研修の中で先生のほうにも実際に工夫をしていただいて、ぜひ学校にちょっと来にくいなというような子供でも出席を認めていくような方向をぜひお願いできればなと思っております。これは要望でお願いいたします。

3つ目のことなんですけれども、こちらの総合計画だけでなく、その前に出ていた、これは平成30年に出ていた、2018年に出ていた女性活躍総合戦略、それから男女共同参画プラン、これなども参考にしながら今回ちょっと質問を組み立ててみたんですけれども。先ほどのお答えの中ではすごい、全般的なことはすごく注意されていて、気を抜かないで対応されているなと思って、ああ、よかったと思ったんですが、やっぱり個々のちょっと具体的なところを聞いていこうかなと思います。

この女性活躍に関しては1番議員の唐澤さんも先ほど子育て面でね、いろいろ質問されていたんですが、私はちょっとそれはもう置いておいて、あとほかのところですね、数値目標、アクションプログラムやこういったプランの中にも数値目標があったんですが、例えば審議会、委員会に占める女性の割合、こ

れが平成34年ということは令和4年、2022年ですかね、倍増するような目標になっておりました。審議会では30%に、委員会では30%にというふうに目標になっておりました。また、男女共同参画プランのほうでは、職員の幹部、課長以上に占める女性の割合、これも倍増計画になっておりました。2022年度に15%までというふうな目標が立てられておりました。このあたりの数値目標に対しての進捗はいかがでしょうか。

政策推進課長

まずですね、総合計画におきましても、先ほどの審議会、委員会の自治法上の人数の規定がございます。併せて、先ほどの松田町男女共同参画プランの策定においてもですね、その数字を示してございます。この数字につきまして、例えば審議会の委員、委員会の委員についての30%につきましては、国がですね、平成11年の基本法の制定に始まりですね、平成15年に男女共同参画推進本部が社会のあらゆる分野において2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待するというような文言があります。これを受けまして、松田町においてもですね、30%を目指していこうということになってございます。

ここにつきましてはですね、総合計画の検証をですね、今年度も2回ほど今やっております。その中では令和2年の4月1日現在、審議会等における女性の登用推進状況においては、審議会、自治法上の審議会においては20.2%という数字でございますが、自治法上の180条の関係の委員会においてはですね、14.8%と、これは低い状況になってございます。この後ですね、今回2年目ということで、この参画プランのほうについては中間評価ということで、4四半期目にこの評価を行うということで、まず内部評価を町の中の各課で行います。これを受けて、この評価を外部評価として委員会を設けてやる形になります。その中で計画の推進と状況を把握した中で課題を抽出するという形になります。特に、今現状の中ではですね、審議会において各種団体から代表者を推薦してくださいという、各担当が通知を出すんでございますが、その中でやっぱりどうしても候補者が推薦されてこないという状況の中に、町としてじゃあ何をすればいいのかというようなことも踏まえて、今後の外部評価も踏まえてやっていきたいということでございますので、その辺を含めて今後推進していきたい

というふうを考えてございます。

もう一つ、職員のほうの計画のほうについては…。

参事兼総務課長 職員の関係ですので、総務課の私のほうから1点だけ。職員の関係ですので、私のほうから回答をさせていただきたいと思います。

今、幹部職員の中では今1名が女性職員でございます。なかなか人事異動のこともございますし、その中では女性の幹部職員の登用については今後も考えていかないといけないというところでございますけども、いろいろ諸事情がある中で、そういったところで推進はしていきたいという考えでございます。以上です。

4 番 平 野 やはりなかなかね、難しい分野だとは思いますが、これは本当にやる気にならないと進まない分野でもあります。ですので、ぜひ皆さんで工夫をしながら、知恵を絞って、何とかこの数字を達成して行ってほしいなというふうに思っております。

あともう一つ、この参画プランのほうの中で、先ほどももう回答の中にもあったとおり、DVの問題ですね。性暴力の問題に関してもこの中でははっきりと数字をちゃんと挙げているわけです。夫婦間DVについて、現状では交友関係や電話を細かく監視する、41.6%もそういうふうにした人がいるということですね。大声でどなる、これも58.7%がどなられているということですね。平手で打つ、これも52%。生活費を渡さない44.5%。これ町内のアンケートで取っていると思うんですが、やっぱりかなり驚愕の数字だなと、現状の数字は思ったんですが。これが目標年度令和4年度ですか、全部100%防止の数字が上がっております。また、夫婦間DVの相談窓口を知っているかという答えは、82%が知っているということだったんで、これは一つよかったんですが、これも100%まで上げるんだという目標数値になっております。セクシャルハラスメントを受けたことがあるというのが、これも53.8%、町内です。これを34年度までに27%に減らすんだと、こういった、きちんと数字を挙げて目標を作ってもらえるということで、やはりこの数値目標に近づけるために何か、先ほどの回答の中で全般的なことはあったんですが、やっぱりなかなかこれは受け身の相談が、窓口とかね、受け身の施策だったと思うんですけども、何かもう少

し、これは駄目なんだよというところを分かっていただくための有効な施策というの何かしているんでしょうか。

子育て健康課長 DVということで、子育て健康課のほうからお話しさせていただきます。今、議員のほうからお話でしたが、うちのほうですね、今現在女性相談のほうに来ている件数についてまずはお知らせいたします。小田原保健福祉事務所の足柄上センターのほうに女性相談がございますが、そちらのほうに昨年度、令和元年度女性相談の件数があつたのは、上地区全体で67件です。そのうち、来所が31件の、電話による相談が36件でした。その中でDVの件数については35件ということで、松田町の該当者については来所による相談者3名いたそうなんです、DVに関してはおられなかったということで聞いております。また、今年度につきましては、上地区全体で213件もございまして、その中でDVが95件あつたそうです。松田町に関してはやはり3件、来所によって相談はありましたが、DVに関しては御相談はなかったと聞いております。

一応ですね、PRの仕方としましては、うちのほうでもいろいろと配架物等窓口に置いたり、お電話による御相談があればまずはお話聞いて、その女性相談のほうへおつなぎしたり、かなテラスという相談窓口がございますが、こちらのほうを御案内しております。

実際にDVについての御相談があつた場合には、その方が住んでいらっしゃる居住地のほうにはどなたからの御相談があつたという連絡は入っておりませんので、もしかしたら、こちらのかなテラスのほうには私たちが知らないところで御相談されている方もいるかと思うんですが、件数とかその辺についてはこちらのほうには連絡はないので、今申し上げました上センターの女性相談の中での数字だけは把握しております。以上です。

4 番 平 野 ありがとうございます。やはりこの3件来所があつたけどDVではないというところで、少しは安心なんです、でもやっぱりこれ、相談できないということがあるんですよね、DVはね。あと、DVだと思ってなかったという人も結構いるんですよ。さっき読み上げた4点に関して、これDVなのというのが、自覚してないという方もいられるので。本当にこういうものがDVであるということもまず啓発しなくてはいけないところかなというふうに思っております。

やはりこれはね、男女共同参画、それから女性活躍、松田はすごく掲げて、高々掲げていて、いろんな取組もされているんですよ、事業でも。だけれども、ベースとして女性が安心・安全に暮らせる町でなくてはこれは成り立たなくなってしまうので、ぜひここはしっかりと力を入れてほしい部分であります。

松田署が把握する女性、子供を対象をした事案というのが、調べてみましたら、松田では今年度は1件、昨年度は3件、今年度まだ途中ですからね、10月までですから。近隣のこの足柄の中では多いものではなかったと思います。ただ、これ前兆事案ですよ。声かけであるとか、露出してくるとか、そういう前兆事案ということで、それでもこれだけ実際あるというのは、逆にしっかりとしていかななくてはいけないところで、実を言うと11月の半ばに、何の気なしにホームページ、松田署のを見ていたら、松田の数字だけが風俗犯が飛び抜けてたんですよ、十何件とかいって。これは大変だと思って、ちょっと確認に行ったんですが、これ松田署のほうの何か統計上のあれで、ネットのものを松田署が発見したので、松田に計上しちゃったということだったらしくて、全然リアルな事件ではなかったということで、ちょっとほっとしたんですが。慌てて確認に行ったことで、あ、こういう数字の挙げ方いけないのかなと思ったらしくて、その後確認したらその数字が下がってたんで、よかったかなと思ったんですけども。やはり転居先を探そうとする若い親たちは、当然やっぱりこういうのを検索してくるんですよ。なので、ちょっとこの辺は気をつけてないとマイナス情報に、せっかく定住化を頑張ってもマイナス情報になりかねないので、ぜひちょっと注意しておいてほしいところかなというふうに思っております。

そして、この安心・安全に暮らせる、女性が安心して暮らせるんだよということを取り組んでいるよということをぜひアピールをしてほしいというのがあります。性暴力防止月間、11月12日から25日、毎年行っていて、内閣府が行っているんですけども、ポスター、チラシ、啓発カード、パープルリボンなど、いろんな方法でやっております。近年はパープルライトアップというのをやっていて、年々知られてきていて、増えているんですね。今年度は243件全国でや

っております。そのうち、本年度新規が100近くあったんです。なので、ちょっと松田も間に合えばやってほしかったなと思ったんですが、ちょっと今年は無理だったんですけども。これ本当に、アピールをするというのはすごく、ひとつ、何ていうのかな、ちょっと注意喚起になるというところがあるので、これはぜひ来年度を目指して、工夫してやっていただきたいところかなって思います。近隣では小田原市がとても充実しております、もちろん小田原城のライトアップ、紫やってたんですが、市のホームページに、女性に対する暴力をなくすというホームページ1つ作ってあって、そこでいろんな啓発のところを書いてあったり、ゆるキャラにパープルリボンをつけてみたりとか、UMEC Oでも啓発展示をしたりとか、すごく盛んだったようです。これは神奈川県内でも結構盛んなほうじゃないかなと、小田原の事例は。その辺を参考にさせていただいて、ぜひ松田でも取り組んでいただきたいんですが、この辺は何か取り組みしようというふうなお考えありますでしょうか。

政策推進課長 平野議員のことにつきましては、私もですね、この男女共同参画という観点の中で、今後推進していく中で何が一番大切なのかということで勉強させていただきました。やっぱり広く、町民もそうだし、職員もやっぱり認識をする、それが重大な問題であるということをやっぱりみんなで知っていくと、啓発していくという観点の中で様々な手法を考えていきたいというふうに思います。

4 番 平 野 ちょっと急に言ったことなので、ぜひ取り組んでいただきたいとしか要望できませんが、実は県西地域でも7月からフラワーデモというのをやっております。私と、あと唐澤議員も来てくださったことあるんですけども。これ2019年に始まった、お花を持ってとか、お花を身につけて女性がデモをしている平和的なデモなんです、全国的に広まっております。これ訴えたいことはいっぱいあるんですね、皆さんいろんな、被害者の方も来てられるし、支援者の方も来てられるんですが、やっぱりこの性暴力の実態というのをまず知っていただかなくてはいけない、女性だけではなくて、子供たち、また男子にも起こる、そういうことであって、幼ければ幼いほど、何が起こっているか分からないでそのまま抵抗できない、そして人格破壊につながる、非常に、本当に怖いことなんです。予防も啓発も救済もまだまだ足りていないところがあります。や

はり低年齢から啓発をしてほしいなということがあるんですが、ちょっと時間がないので、それはまた教育には、要望としてぜひ低年齢からお願いしたいと思います。

一つこのフラワーデモに取り組んでいるのが、選択議定書というものを何とか日本に批准してほしいなということで取り組んでいるんですが、これは国連で1979年に女性差別撤廃条約を採択したときに、日本はもちろんこれ批准します。それで日本もね、国中…国を挙げて頑張ってきてるんですが、残念ながら、この20年後に実効性強化のための選択議定書というのが国連でできたときに、これ日本は批准しなかったんですね。何かここがちょっと今、刑法でちょっと甘い刑法になってたりして、性暴力に対する無罪判決が続いたりしている、こういうのの原因かなと思っているんですが。この辺も私は議員としては取り組んでいきたいなと思いますので、これまた追々ということにいたしまして、やはりSDGsの一つとしてジェンダー平等ってすごく大事なことだと思うんですが、最後に町長、一つお考えを聞かせていただければと思います。

町長 すんげえ早口だったんで…（「すみません」の声あり）ついていくのが大変だったんですけども、もう時間も来ているので。SDGsについては町としてもしっかりとやっていかなきゃいけないし、SDGsで言うと5番ですよ。この5番についてしっかりとやっていく。ただ、ここで、みんなで周知しなきゃいけないのは、女性にとって、時代の変化によっていろいろ変わってきていることについて、何が安全なのか、何が安心なのかというのを常にやっぱり考えていく必要があると思います。特に変わってきているので。そこのあたりはやっぱりアンテナを高くして、皆さん方の取組なんかからいろんなものを学ばせてもらって、町全体で推進していけるように、いろいろ詰めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

4 番 平 野 ありがとうございます。終わります。

議 長 以上で受付番号第7号、平野由里子君の一般質問を終わります。

録画の操作の間、少しお待ちください。

受付番号第8号、南雲まさ子君の一般質問を許します。登壇願います。

7 番 南 雲 議長のお許しを得ましたので、要旨に従って一般質問を行います。受付番号

8号、質問議員、7番 南雲まさ子。件名、産後ケアの充実のため新たな助成を。

要旨。令和元年11月29日に改正母子保健法が成立し、各市町村においてさらに質の高い産後ケアを提供する体制が推進されるようになりました。そこで次のことを伺います。

(1) 県立足柄上病院では2017年1月に産後ケア事業として「産後ケアすくすく」が設置されました。しかし、その費用は1泊が6万円、日帰りが3万円と高額なため、利用を控えてしまっている方がいられます。利用しやすくするために、本町として「産後ケアすくすく」の費用助成をするお考えはありますか。

(2) 本町の産後ケアとして、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を全ての対象者に対して保健師さんが行っています。この事業がさらに拡充されるよう、子育て経験者のうち希望される方が、出産された方のお宅を訪問して様々な相談を聞く体制にするお考えはありますか。

以上です。よろしくお願いいたします。

町長 それでは、南雲議員の質問に順次お答えします。何かようやくスピード感が戻って。

議員がおっしゃるとおり、産後ケア事業について令和元年12月6日に公布された母子保健法の一部を改正する法律において、市町村の努力義務として法定化されております。町では平成28年度から平成30年度まで、生後3か月までの赤ちゃんを抱えるお母さんのための産後のサービス事業について、赤ちゃん訪問時にアンケートを取らせていただきました。アンケートの結果、半数の方…半数以上の方が産後ケア事業を利用してみたいと回答されております。その中で、産後デイケア、日帰り、滞在型、あと訪問型は利用したい、場合によっては利用したいの回答が半数以上あり、産後ショートステイ、宿泊型も場合によっては利用したいと回答された方が半数近くありました。

核家族が進み、産後の里帰りをしたくても御両親が働いていることや、実家が遠方で帰れないなどの理由で産後ケア事業を望まれる方が増えていると思われます。足柄上病院では4年前より、日帰り型と宿泊型の産後ケア事業を行っ

ておりますが、経済的負担が大きいことや、ほかの病院で出産した場合、改めて足柄上病院へ転院しなければならないことなどから、利用につながっていないようでございます。現在足柄上病院では新型コロナウイルス感染者の受入れを行っているため、産後ケアは中止されていますが、以前は月に1件程度にとどまり、小田原市立病院などで出産された高齢産婦さんなど、退院後不安がある方の利用があったと伺っております。また、足柄上病院では産後ショートステイの病床の確保は予約を頂いてからの対応となるため、多くの病床の確保は難しいとも伺っております。

そのような中、子育てに対して不安が多く、頼る親族が近隣にいない妊婦さんには行政がより一層親身になり、少しでも不安を取り除いていくことの必要性が高くなっているようにも感じております。現在、町では令和3年度以降、産後健診の補助を行い、助産師による訪問型、デイサービス型の産後ケア事業を開始する準備を行っており、既に実施しているすくすく育児相談、おっぱい相談、こんにちは赤ちゃん訪問、ママと子のセミナー事業とともに、産後ケア事業の充実に取り組んでまいります。また、ショートステイ、宿泊型及び産後デイケアの日帰り滞在型については、どのような場合に利用したいか、赤ちゃん訪問時にお話を伺い、今後ニーズに応じて費用の一部助成及び受入れ先の確保など、産後のお母さんたちがゆったり過ごせる時間をつくれるよう取り組んでまいりたいと考えております。

2つ目の御質問にお答えをいたします。こんにちは赤ちゃん訪問事業は、出生連絡票の提出以降、町の職員である保健師が相談対応や情報提供を行い、産後の体調や新生児との関わり方について不安や心配事がないか、訪問で保健指導を行う事業であります。このこんにちは赤ちゃん訪問事業は産後ケア事業であり、先ほども申し上げましたとおり、町ではさらに充実してまいります。

御提案頂きました子育て経験者によるサポート事業については、今後町民の方々に携わっていただける内容を検討し、必要に応じて行政研修などの体制を整え、協力をお願いしたいと存じます。まずは妊産婦さんやその家族のニーズを把握し、松田町に合ったサポート事業を検討し、子を育てる「子育て」が孤立して育てる「孤育て」にならないよう、子育てが不慣れなお母さんたちに寄

り添う体制になるよう整えてまいりたいと考えております。以上でございます。

7 番 南 雲 再質問をさせていただきます。まず1つ目の質問についてです。イメージしやすいように一つの例を紹介させていただきます。38歳で初産の方です。産後5日目で退院し、疲労が強く、そのまま産後ケア施設に直行しました。初日はお母さんなんだから頑張らないと言われていましたが、次第にイメージと違う赤ちゃんの様子や疲れから拷問みたいに思い、自分の子なのにかわいいと思えないと泣き出してしまいました。その後、プランを作り過ぎたところ、休息も取れ、自宅に戻られました。一般的に心の問題は自分では気がつかないことが多く、特に頑張っているときは赤ちゃんのために頑張らなくてほと、多少体調が悪くても気持ちを押し殺してしまい、疲れがたまって限界を超えてしまうことがあるそうです。そのようなときに、現在は閉鎖中とのことですが、「産後ケアすくすく」を利用していただき、支援につなげる必要があると思います。

御答弁に、月に1回程度の「すくすく」の利用があったとのことでした。利用の少ない理由として考えられるのが、他の病院で出産し、改めて上病院へ転院することがネックになっているとのことでした。赤ちゃん訪問時にお話を伺って、ショートステイ型及びデイケア型の人数を把握するとの御答弁でしたが、別の方法として、母子健康手帳交付時に保健師さんとの面談で、ふだんの暮らしや心配事を対話の中で丁寧に聞き取り、必要に応じては「すくすく」の案内をして、転院をしてでも利用する心の準備をしてもらうことも大切だと思いますが、このような対応のお考えはいかがか、お伺いいたします。

子育て健康課長 今、議員からの御質問にお答えいたします。今のお話の中で母子手帳配付時に保健師から「すくすく」等の説明があったらどうかということなのですが、母子手帳をお渡しする際には、先ほど一番最初に唐澤議員からお話があった、母子手帳に書いていただくアンケート、そういったものを参考に、軽く10分ぐらいの面談を保健師のほうから行っております。その際に、何か御不安なこと、困り事があればそこを中心に、産前も産後もサポートするような体制であります。

また、産後ですね、鬱状態にないかとか、そういったところを見守らなけれ

ばいけないということも大切で、その産後鬱の発見については出産した病院のほうでエジンバラ産後鬱病質問票というものがございまして、これを参考に、この方は少しちょっと見守りが必要だなという場合には病院のほうからですね、養育支援連絡票というものが町に届きまして、それをもとに町のほうが訪問等、すぐ行っております。またその際に町のほうでもそのエジンバラ産後鬱病質問票というものを持参いたしまして、再度確認は行っております。その後もやはり気にかかるようでしたら、引き続き…（「違うじゃんか、質問が。「すくすく」のほう、紹介したらどうですかって提案されてんだから、するかしないかの答えを言ったほうがいいんじゃないの。」の声あり）失礼いたしました。母子保健手帳のときに、「すくすく」のほうの紹介はさせていただいておりますし、分かりやすくまた説明したいと思っております。以上です。

7 番 南 雲 費用のことなんですけれども、他の町の費用の御紹介をさせていただきたいと思えます。小豆島町では宿泊型が7,000円、日帰りは3,500円、福岡県の苅田町では宿泊型のみで5,000円、両町とも所得に応じた減免があります。東邦大学看護学部長さんのお話によりますと、産後ケア施設の利用料の自己負担額は、利用額の1割から2割が平均だと言われております。産後、本当に大変なお母さんに利用しやすい費用で利用していただくようにしていただきたいと思えますが、御答弁の中にも、人数に応じて費用の一部の助成を考えられるということでしたが、費用はどのくらいを考えていらっしゃるか、もしお分かりになる範囲でいいのですが、お答えをお願いいたします。

子育て健康課長 すみません、費用については今のところ半分とか何分の1とか、そういった検討はしておりません。申し訳ありません。

7 番 南 雲 ありがとうございます。ぜひ他で同じぐらいの規模のところやってくれるところがありますので、ぜひ参考にさせていただいて、御検討していただけたらと思えます。

そして、令和3年度以降に行われる予定の訪問型、デイサービス型の産後ケア事業はどのような内容となっているのかをお伺いいたします。

子育て健康課長 現在行っております、保健師が行っておりますこんにちは赤ちゃん訪問事業がございしますが、そこに助産師も一緒に同行して行っていく予定です。

7 番 南 雲 助産師さんということで、マンパワーのほうは大丈夫でしょうか。

子育て健康課長 今、助産師として来ていた、毎月ではないんですが、事業に来ていただいている方もおりますので、そういった方にお声かけをさせていただきます。

7 番 南 雲 ありがとうございます。ぜひいろいろの方が重なって訪問していただいて、産後ケア…2番目に関係していくと思いますけれども、2番目の質問に。そのような訪問をしていただけると助かると思います。

次に、2番目の産後訪問事業に移らせていただきます。コウテイペンギンの例なんですけど、極寒の地で、猛吹雪の中、雄が2か月間絶食状態で卵を抱き、ひなをかえします。このような大変なことは人も変わらないと思います。本当に大変な思いで出産を迎え、特にコロナ禍で妊娠・出産は、里帰り出産ができないなど想定外の連続で、妊娠中にコロナに感染した場合の母子への影響は分かっていません。出産後、胎盤が剥がれ、その瞬間に、それまでピークにあった女性ホルモンが劇的に低下します。この低下が産後の女性に大きな影響を及ぼします。筑波大学で民間のスマホアプリと連携し、さっきのエジンバラの質問と一緒に思うんですけれども、その結果によりますと、産後鬱に、24%の人が産後鬱の可能性があって、その中で10%が鬱を発症されるとされています。こういったことを鑑みて、産後鬱を早期に気づいてあげるための産後訪問事業が大切と考えます。

そこで伺います。本町ではこんにち赤ちゃん訪問事業が行われていますが、産後どのくらいの期間までに訪問されているのか伺います。

子育て健康課長 赤ちゃん訪問につきましては、出産後3か月以内の方に対して行っております。まず、お母さんに連絡して御都合のよい日を決めさせていただきます。

7 番 南 雲 3か月ってなると、1か月健診までの間に、どなたにも相談できない状態で1か月健診を迎えると思うんですね。やはり1か月が今、一番大変な時期と言われています。少しでもね、早く相談体制が取れるためにも、やはり先輩ママが訪問することはとても有益だと考えますので、ぜひ進めていただけたらと思います。

いろんな先輩ママの例がありますので、ちょっと紹介させていただきます。日本では母親が育児不安がある家庭を、子育て経験などボランティアが定期的

に訪問する活動の普及に取り組んでいるNPO法人ホームスタート・ジャパンがあり、100を超える自治体が導入しています。開成町さんでは平成27年4月1日から子育て経験のある母子保健推進員さんが町の母子保健事業に協力し、産後のお母さんの孤立を防ぎ、身近な相談役として月2回声かけ訪問を始められました。担当の方からお話を伺いましたが、小さな町だからこの事業をやれるとおっしゃっていました。また、こんなこともおっしゃっていました。赤ちゃんのとき虐待を受けると、登校拒否や人格形成の根っこの部分に関わってきて、成長していく過程でいじめをするようになるそうです。産後鬱になるといろいろなところに波及するなと思います。

さっきの御答弁で、子育て経験者のサポート事業の内容を検討してボランティアさんに御協力をお願いされるとのことですが、いつ頃までにそのようなことを予定されるのか、ちょっと分かる範囲でお願いいたします。

子育て健康課長 松田町として、訪問型がよろしいのか、それとも1か所に集まっていた方法がよいのか、まずはそこを検討してまいりたいと思います。それによって参加していただく方についての養成研修行っていくしますので、来年度にはそのあたりをお応えできるようにしていきたいと思います。

7 番 南 雲 ありがとうございます。やはり早いほうがいいかなというふうにすごく、この勉強させていただいて感じました。私の知人なんですけれども、お子さんが…お嬢さんがですね、産後鬱がひどくて、離婚されて、赤ちゃんとともに御実家の友人宅のところに戻ってまいりました。それで、本当に死にたい、死にたいと言っていて、やはり御本人が一番つらいんですけれども、御家族の方が本当につらい思いをされているなということを感じました。やはり、これから本当に産後ケア事業というのが本当にやはり子育て支援では大事な部分ではないかなというふうに感じました。

それで、最後に町長のほうで御見解をお願いいたします。すみません、産後ケアについての町長の御見解。

町 長 今頂いて、私もちょっと、すみません、担当課任せになって、今聞いてびっくりするようなこともありますけども。本当にそういう思いの方々の本当に、何ですか、当事者意識にしっかりとって、本当に寄り添うという言葉だけじ

やなくてですね、本当に一緒に情報…情報というか、その状況を共有し、やはり話し相手になるというふうなことは、やっぱりその当事者じゃないと本当分からない形だと思います。

そういった点でいくと、もう産後ケアということだけでなくですね、本当に包括的にそのシステムがあつて人がいるのであれば、その内容がちゃんと回っているのかどうかというのを、私としてはこの役場の中の管理者としてちょっとよく点検をしながら、それだけじゃなく、本当に、本当に子育て支援を充実しているところに関しては、特にこの小田急沿線で言うと厚木なんかはですね、人口が増えているというふうな話も聞いて、この間、小林市長ともお話ししましたけども、子育て世代の支援かなとおっしゃってましたので、そこのあたりも本当に勉強もさせていただき、また、さっき御提案ありましたように、開成町でもやってるということについて、ね、隣町の我々がまた知らないということ自体が変な話でもありますしね。その辺がまだまだ遅れているなというのはよく感じましたので、そこのあたり、もっと整理させてもらってですね、御提案頂いた方向も含めながら、本当に早い段階でできることからね、進めていきたいというふうに考えています。以上です。

7 番 南 雲 とても前向きな御答弁頂きまして、ありがとうございます。以上で終わります。

議 長 以上で受付番号第8号、南雲まさ子君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。休憩中に議会全員協議会を開催しますので、議員は15時45分までに大会議室にお集まりください。議会全員協議会終了後に再開します。

(15時34分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(16時05分)

日程第6「陳情第3号松田町公園条例等の一部を改正する条例に関する陳情について」の審査は、松田町公園条例等の一部を改正する条例に関する陳情審査特別委員会を設置し、審査を行うことになりました。

委員会の構成、委員の報告がありました。読み上げます。委員は議長を除く議員11名です。委員長は平野由里子君、副委員長は古谷星工人君です。

松田町公園条例等の一部を改正する条例に関する陳情審査特別委員会の構成、

委員及び正・副委員長を選任することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。委員の方は「陳情第3号松田町公園条例等の一部を改正する条例に関する陳情について」についての審査をよろしくお願ひします。なお、議長もオブザーバーとして参加させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 以上で本日本日予定しました日程の全てが終了しました。本日の会議はこれにて散会いたします。

明日は午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださるようお願ひいたします。本日は大変御苦労さまでした。 (16時07分)